

課題別指針
「平和構築」

平成 21 年 9 月
(2009 年)

独立行政法人国際協力機構

はじめに

この度、JICA 平和構築課題別指針として 2003 年 11 月に策定した平和構築指針を改訂しました。指針改訂にあたり、2005 年に策定された新 ODA 中期政策の方針に沿って、新 JICA としての平和構築の協力の方向性を再検討しました。また国際社会における援助動向の変遷やアフリカ諸国をはじめとして事業が拡充しつつある、紛争影響国・地域における JICA の平和構築支援から得られた経験、教訓も踏まえて、支援アプローチや留意点等を再度見直しました。本指針が新 JICA の平和構築支援の礎となり、新 JICA が持つ有償資金協力、無償資金協力、および技術協力の 3 つの援助手法を効果的に活用した平和構築に対する支援が実施されるための手引書となれば幸いです。

この JICA 平和構築課題別指針は、平和構築に関する主な概況や援助動向、考え方を整理したうえで、JICA 事業による協力の方向性や留意点を示すことを目的に作成したものです。本指針が関係者の平和構築に関する基本的な情報・考え方の共有を促進するとともに、JICA 事業の企画・立案および案件の審査や実施の際の参考となることを期待しています。

また、この課題別指針を、JICA ナレッジサイト等を通じて外部に公開することにより、広く一般の方々にもこれら JICA の平和構築に対する基本的な考えを知っていただきたいと考えます。

2009 年 9 月

目次

はじめに	I
目次	II
要約	III
開発課題体系図	VI
第1章 平和構築の概況	1
1-1 平和構築の現状	1
1-1-1 冷戦後の紛争の現状	1
1-1-2 国際社会による平和構築への取り組み	2
1-2 平和構築の定義	4
1-3 国際的援助動向	6
1-4 我が国の援助動向	6
第2章 JICA の協力の方向性	9
2-1 JICA の平和構築支援の目的	9
2-2 JICA が重点とすべき取り組み及び留意点	9
2-2-1 JICA による平和構築支援の前提条件および枠組み	9
2-2-2 JICA の平和構築支援の基本的なアプローチ	11
2-2-3 JICA が重点とすべき取り組み	11
2-2-4 平和構築支援の類型別特徴	24
2-2-5 JICA 事業の実施に際して留意すべき点	25
2-3 今後の課題	29
2-3-1 人材の確保・活用	29
2-3-2 評価のあり方に関する検討	30
平和構築課題別指針作成タスクメンバー一覧	31

付録

付録1：支援策のイメージ図	1
付録2：主な協力事例	3
付録3：他機関による紛争要因分析	8
付録4：PNA の基本チェック項目（例）	13
付録5：主要ドナーの平和構築に対する取り組み	16
付録6：地域別の平和構築の現状	27

要約

1. 平和構築支援の基本的アプローチ

- 紛争影響国・地域は、さまざまな不確定要素・不安定要因を抱えており、こうした国・地域に対して協力を行う場合、支援分野あるいは支援アプローチ、活動地域によって JICA の協力の意義と難易度が異なってくる。開発援助は意図せずに、結果的に紛争を助長する可能性もある。一方で、開発援助を通じて平和構築に貢献できる可能性もある。
- したがって、上記の点を踏まえ、平和構築支援に際しては、特に以下の2つの視点が必要。

- | |
|---------------------------------------|
| (1) 紛争要因を助長しない配慮（プロジェクトがもたらす負の影響の回避） |
| (2) 紛争要因を積極的に取り除く支援（プロジェクトによる正の影響の促進） |

- 具体的には、計画から実施、モニタリング・評価の段階で平和構築アセスメント（PNA: Peacebuilding Needs and Impact Assessment）¹を行い、以下のアプローチにより、国レベル、プロジェクトレベルで紛争予防の視点を組み入れることが重要。
 - ・ 国全体に関わる政治・行政・治安・経済・社会分野の現状分析を行い、紛争の背景・要因・再発要因を分析し、国別事業実施計画など対象国の支援方針に紛争予防配慮を盛り込む。
 - ・ 個々のプロジェクトが紛争要因を助長しないように配慮したり、民族、宗教、政治集団等の中の対立傾向・差別の助長を回避する形で事業を形成・実施する。
 - ・ その上で、可能な範囲で、紛争要因を積極的に取り除くような要素をプロジェクトに導入したり、和解・共存に配慮したアプローチを取る。

2. JICA の平和構築支援

- 支援内容としては、開発途上国の発展に貢献するという目的を持って実施されるという点において、平和構築支援は通常の開発援助とほとんど同じであり、支援分野もインフラ、教育、保健、農業等、開発援助と大半は変わらない。
- しかしながら、こうした国々では、国家統治機能の再構築の他、地雷・不発弾・小型武器等への対応、元戦闘員や帰還民の社会統合、和解・共生等、紛争経験国に特有のニーズもあり、通常の開発援助では想定しない課題も存在する。
- さらに、紛争影響国が抱える課題は、紛争の規模と期間、紛争が勃発した国や地域の状況等によって大きく異なり、かつ時々刻々変動する。
- 上記の点を踏まえつつ、各国のニーズや紛争要因を把握した上で、以下の重点支援分野から優先度の高い案件を実施する。

¹ 紛争予防配慮及び平和構築の視点を盛り込むための考え方およびプロセス。

- (1) 社会資本の復興に対する支援（失われた社会資本及び人的資本の復興）
 - ①生活インフラの整備、②運輸交通・電力・通信網整備、③保健医療システムの機能強化、④教育システムの機能強化、⑤食料の安定供給
- (2) 経済活動の復興に対する支援（開発に向けた復興初期段階における経済活動の復興）
 - ①経済環境整備、②雇用機会拡大・生計向上
- (3) 国家の統治機能の回復に対する支援（政府機能の再建と民主的制度構築）
 - ①選挙支援、②メディア支援、③法制度整備、④民主的な行政制度の整備、⑤財政制度整備
- (4) 治安強化に対する支援（開発の前提となる治安の安定の促進）
 - ①治安セクターの整備、②戦闘員の動員解除と社会復帰、③小型武器問題への対応、④地雷・不発弾問題対策

この他、上記 4 つの重点分野に加えて分野横断的な視点として、①和解・共存促進、②社会的弱者に配慮することが必要。

①和解・共存促進

和平プロセスが進み、表面的には紛争が終結しても、特定のグループ、民族間の不信感が存在する場合には、可能な限り、対立グループ間の交流や共同活動を促進する活動を事業に盛り込むことにより、和解・共存に配慮したアプローチを取ることが重要。

②紛争で影響を受けた人々・社会的弱者への配慮

紛争・地雷等による障害者、孤児、寡婦、児童兵、国内避難民等や社会的に阻害されているグループは、紛争終了後の支援においては、平和や復興の配当を受けにくい一方で、紛争終了後の和解や公正な社会を作る過程において主体的な貢献ができる。紛争で影響を受けた人々および社会的弱者が参加し、便益を受けられる枠組みを作ることが重要。

3. JICA 事業の実施に際して留意すべき点

(1) 協力の迅速性および柔軟性の確保

緊急支援から復興・開発支援へ継ぎ目なく移行するためには、①日常的な情報収集・分析、②安全管理を含む必要な体制強化、手続きの簡素化を通じて、迅速且つ戦略的な支援を実施することが重要。そのための手段として、他の援助機関との協調や現地の人材の活用も有効である。

(2) 政府に対する支援とコミュニティ・人々に対する支援

紛争終了後の状況においては、行政機構の能力が脆弱であることが多いことから、中央・地方政府の人材育成や制度整備と合わせて、紛争直後に人々が直面する課題を緩和するために、コミュニティや人々自らが力をつけ自立するための支援を行う。

(3) 関係者の政治的・社会的属性への配慮

紛争影響国・地域では関係者の利害関係が複雑化している場合が多いことから、相手国の関係機関や対象地域の関係者の政治・社会的属性等を確認する。現地の状況や紛争の要因によっては、一部地域や一部の住民グループに特化した協力は逆に紛争を再発させる可能性があることに留意する。また、支援を実施する際は、紛争被災地・被災民特有のニーズを考慮する。

(4) 周辺国を視野に入れた支援

紛争周辺国の中には、紛争国の特定勢力を支援したり、周辺諸国の政治・社会・経済的動向が紛争経験国の平和と安定に影響を及ぼす場合もある。一方で、周辺諸国に対しては、難民の流出および非合法の武器や麻薬の取引等といった影響も見られる。従って、情勢分析においては、周辺諸国も視野に入れて行う。また、案件形成および実施の際は、地域の発展や地域の安定を念頭におく必要がある。

(5) 包括的アプローチ

紛争経験国・地域における膨大なニーズに効果的且つ戦略的に対応するためには、各種スキームを組み合わせた事業を展開していく必要がある。例えば、技術協力で復興計画を策定したり、関係機関の制度整備および能力強化支援を行った上で、資金協力による施設建設につなげるなどが有効である。

(6) 安全管理・危機管理

治安が刻々と変化する状況下、もしくは変化する可能性がある状況では、治安上のリスク要因を的確に分析・把握し、情報収集体制の構築、起こりうる脅威を回避もしくは軽減するための対策の実施や、万が一、治安が急激に悪化した場合の対処方法を事前に想定しておくことが必要。

(7) 実施体制の整備

事業計画を実現するためには、本部ならびに現場で適切な実施体制を早期に確立することが不可欠。現地活動拠点（在外事務所、プロジェクト・オフィス等）の立上げを迅速に行うために、初動時に集中的にロジスティックスの経験・専門性を有する人材を投入することに努める。

開発課題体系図

重点とすべき取り組み	支援分野
1 社会資本の復興に対する支援	1-1 生活インフラの整備
	1-2 運輸交通・電力・通信網整備
	1-3 保健医療システムの機能強化
	1-4 教育システムの機能強化
	1-5 食料の安定供給
2 経済活動の復興に対する支援	2-1 経済環境整備
	2-2 生計向上・雇用機会拡大
3 国家の統治機能の回復に対する支援	3-1 選挙支援
	3-2 メディア支援
	3-3 法制度整備支援
	3-4 民主的な行政制度の整備
	3-5 財政基盤整備
4 治安強化に対する支援	4-1 治安セクターの整備
	4-2 戦闘員の動員解除と社会復帰
	4-3 小型武器問題の改善
	4-4 地雷・不発弾問題の改善

分野横断的な視点
1 和解・共存促進
2 紛争で影響を受けた人々・社会的弱者への配慮

第1章 平和構築の概況

1-1 平和構築の現状

JICA の平和構築支援を取り巻く環境を理解するために、冷戦後の世界における紛争の現状と国際社会の取り組みを以下に整理する。

1-1-1 冷戦後の紛争の現状

冷戦終結後の紛争²の特徴としては、途上国における国内紛争が増加していること、市民の被害者が増加していること、紛争の要因が一層多様化・複雑化していることが挙げられる。1989年から2006年までの17年間に発生した122件の紛争のうち、115件が国内紛争であるという報告もある³。これらの紛争の多くが、開発途上国の中でも特に貧しい国や地域で発生していると言われており、人間開発指数（HDI）の低い国ほど紛争を経験しているという報告もある⁴。また、市民の被害者の数も増えており、第一次世界大戦では全死傷者の約5%であったが、第二次世界大戦では約50%に増加し、90年代の紛争では80~90%と言われて⁵。兵士と市民の明確な境界線もなくなり、市民が紛争の当事者になる例も増えている。さらに、世銀は、紛争経験国の44%が和平締結後5年以内に紛争状況に戻っていると指摘している⁶。

開発途上国において国内紛争が増加している原因については、政治的・経済的・歴史的な側面から多くの分析がなされているが、現象は複雑であり、一つの側面から一般的な要因を導き出すことは難しい。経済協力開発機構・開発援助委員会（Organization for Economic Co-operation and Development/ Development Assistance Committee: OECD/DAC）に設置された

² ここでの紛争とは、武力紛争もしくは、暴力を伴う紛争を意味する。

³ Lotta Harbom & Peter Wallensteen (2009). 'Armed Conflicts, 1946-2008', *Journal of Peace Research*, vol. 46, no. 4, pp. 577-587, Lotta Harbom, Erik Melander & Peter Wallensteen (2008). 'Dyadic Dimensions of Armed Conflict 1946-2007', *Journal of Peace Research*, vol. 45, no. 5, 697-710.

1989年から2008年までの各年において展開されている紛争数（発生数とは異なる）は以下のとおり。

1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
44	50	52	52	46	46	39	42	40	39	41
2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008		
37	36	32	29	32	32	33	35	36		

⁴ カナダのProject Ploughsharesの発行している報告書であるArmed Conflict Report 2008による。

⁵ Institute for Democracy and Electoral Assistance (1998). *Democracy and Deep-rooted Conflict: Options for Negotiators*, p. 11.

⁶ The World Bank (2003). *Breaking the Conflict Trap: Civil war and Development Policy*, pp.83-84.

非公式ネットワーク「紛争、平和と開発協力（DAC/CPDC : Informal Network on Conflict Prevention and Development Cooperation）等の場⁷において、紛争要因についての議論がなされている。OECD/DACやECなどは、社会の仕組みに根ざす「構造要因」、対立を暴力的な紛争にエスカレートさせる具体的な行動やきっかけとなる「引き金要因」、紛争が長期化する「継続要因」等に分類している。紛争の構造要因の例として、貧富の格差や参加機会の不平等、利権の集中等があげられる。引き金要因の例としては国内の結束力の崩壊や急激な経済停滞、継続要因の例として民族間の憎悪などがあげられる⁸。

1-1-2 国際社会による平和構築への取り組み

1992年、ブトロス・ブトロス・ガリ元国連事務総長が発表した「平和への課題（Agenda for Peace）」の中で、国連は、紛争勃発後、停戦合意が結ばれて初めて開始される平和維持（Peace-keeping）活動に限らず、紛争前の予防外交（Preventive diplomacy）から、平和創造（Peacemaking）、紛争後の平和構築（Post-conflict Peace-building）という、紛争勃発前から紛争終了後を含めた包括的な紛争解決のための枠組みを提示した⁹。この時点では「平和構築」は紛争後（Post-conflict）という狭い範囲で定義されているが、同時に「予防外交」を補完するものとして「予防開発（Preventive Development）」という概念も併せて示されている点は、その後の本分野における開発援助機関の役割につながる概念を打ち立てたものであった。

こうした動きに対応する形で、1996年、従来から国連PKOおよび平和構築支援に積極的であったカナダ政府は「カナダ平和構築イニシアティブ」を発表し、「紛争後の平和構築」の概念を拡大した。平和構築を「武力紛争の前後、最中を問わず、国家内の平和の可能性を高め、武力紛争の可能性を低くする努力」¹⁰と定義し、併せて、平和構築のプロセスを紛争予防、紛争解決、紛争後の復興に分けて説明した。

また、1997年、OECD/DACは「紛争、平和と開発協力ガイドライン」を発表し、暴力なしに紛争を回避できる能力を強化することは持続可能な開発の基礎であり、開発援助も外交、軍事、経済等の方策に加えて紛争予防と平和構築において役割を果たすべきであるとした。同ガイドラインにおいては、紛争の各段階における開発援助の役割をまとめ、今後開発援助機関が具体的にどのようなアクションを取るべきか、についても明示した。

2000年8月には国連平和活動検討パネル報告書（通称ブラヒミ・レポート）が作成され、従来の平和維持活動に平和構築の観点を取り入れることの必要性が強調されている。2001年7月には、国連安全保障理事会が、武力紛争予防に関する国連事務総長報告書を採択し、

⁷ なお、CPDCは2008年12月の会合以降は、それまで紛争と国家の脆弱性を別々の枠組みで議論していた流れを統一し、新たに「紛争と脆弱国際ネットワーク（INCAF : International Network on Conflict and Fragility）」にてDACにおける紛争や脆弱性に関する議論が行われることとなった。

⁸ 詳細は付録3を参照。

⁹ ブトロス・ガリ（1995）『平和への課題』（第2版）国際連合広報センター、29-53頁。

¹⁰ マイケル・スモール（1999）「国際社会による平和構築の取り組みについて」『日本・カナダ合同シン

国連諸機関の活動において、紛争予防の視点を取り入れることが勧告されると共に、開発援助が、平和で公正な社会を建設する上で一定の役割を有することも述べられている。これらの流れを受けて、2001年10月には、国連平和構築アクションプランが採択され、平和構築に対処するための様々な提言が記載された。

2001年に、OECD/DACは「紛争予防ガイドライン (The DAC Guidelines Helping Prevent Violent Conflict)」を公表し、二国間援助実施機関や開発援助を実施している国際機関が、通常の開発援助や復興支援に「紛争予防配慮 (Conflict Prevention Lens)」を適用していくこと、及び「紛争予防の文化」を定着させることの重要性を明示し、同時に紛争を予防することが貧困削減を達成するために不可欠であることを強調している。しかしながら、開発あるいは開発援助が、紛争の発生や再発の予防に対して具体的にどのような貢献ができるかという点に関しては、実証的な研究は不十分であり、現段階においても国際社会において共通の認識が形成されているとはいえない。

上述の動きと並行し、1994年にUNDPが人間開発報告書において紹介した「人間の安全保障」の考え方や紛争の関わりも注目を浴びており、2001年1月に設立された「人間の安全保障委員会」¹¹は、紛争が人間の安全保障に対して大きな脅威になっていることを報告した。

2000年10月には、国連の安保理で決議1325が採択され、紛争後の難民及び国内避難民の帰還、再定住、社会復帰の際には女性や女児の特別なニーズに配慮し、紛争解決のために女性のイニシアティブを支援すること、等が合意されている。

こうした流れが形成されていく中で、2004年12月に発表された国連ハイレベル委員会報告書「より安全な世界、我々が共有する責任」において、国連の下部機関として平和構築委員会の新設が提案され、2005年12月に開催された国連総会、及び国連安保理における採択を経て、国連平和構築委員会¹²の発足が正式に決定した。同委員会の組織委員会

(Organizational Committee)は、平和構築のための戦略を助言・提案することを目的としており、①安保理常任理事国全5カ国を含む安保理から7カ国、②経済社会理事会から7カ国、③国連への財政貢献度上位5カ国、④国連への軍事、警察要員の貢献度上位5カ国、⑤各地域グループからの選出の7カ国の計31カ国で構成されている。同時に平和構築支援事務局、平和構築基金が併設され、同委員会の活動をサポートしている。現在同委員会は、ブルンジ、シエラレオネ、ギニア・ビザウ、中央アフリカについて、国別会合(Country Specific Meetings)を立ち上げ、統合平和構築戦略(IPBS: Integrated Peacebuilding Strategy)を作成している。

ポジウム：開発と平和構築 報告書』国際協力事業団、8頁。

¹¹ 我が国政府による積極的な取組に応え、緒方貞子前国連難民高等弁務官とアマルティア・セン・ケンプリッジ大学トリニティカレッジ学長を共同議長とする計12名の世界的有識者をメンバーとして設置された委員会。詳細については、<http://www.humansecurity-chs.org/japanese/>参照。

¹² 国連平和構築委員会については <http://www.un.org/peace/peacebuilding/> 参照。日本は2007年6月から務めた第二期議長国の任務を終了し、2009年1月より次の議長国であるチリへと引継がれた。

1-2 平和構築の定義

多くの機関がそれぞれ平和構築の定義や概念を発表しているが、それらの定義を国際的に普遍化したものに統一するには至っていない。

前述の国連事務総長による「武力紛争予防」報告書においては、平和構築は「紛争を超えて、平和の基盤を再構築するための活動であり、戦争の不在以上の基盤を構築するための手段を提供することである」と定義されている。

冷戦終結後、紛争の性質が変化してきたことに伴い、軍事的活動や、予防外交、調停などの政治的枠組み等の伝統的な取り組みに加えて、平和構築支援において開発援助の果たす役割が重要になってきている¹³。平和構築支援の全体的な枠組みと其中での開発援助の位置づけを図示したものが図 1-1 である。

図 1-1 平和構築支援の枠組み¹⁴

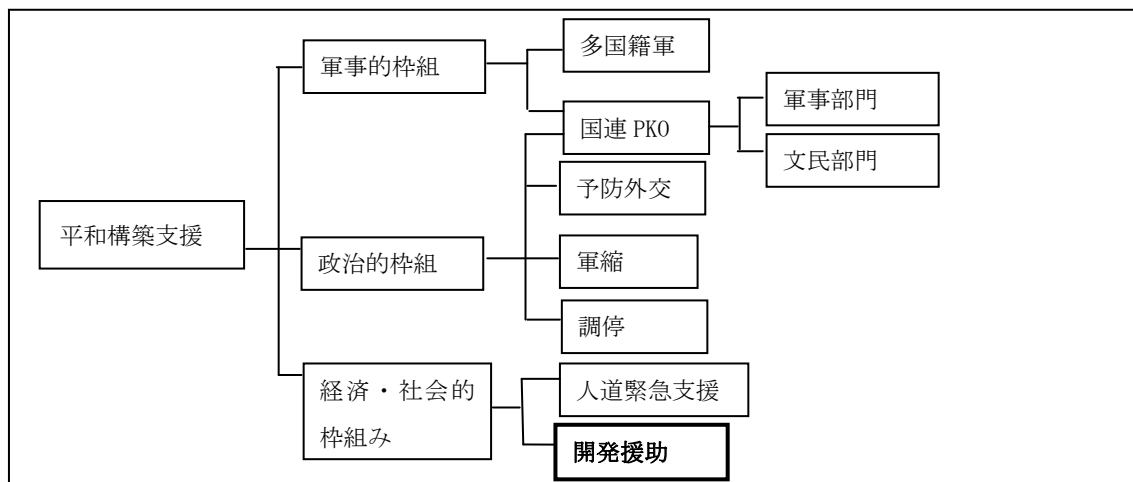


図 1-1 で示された平和構築支援の枠組みの各活動を時系列的に並べたものが次頁の図 1-2 である。

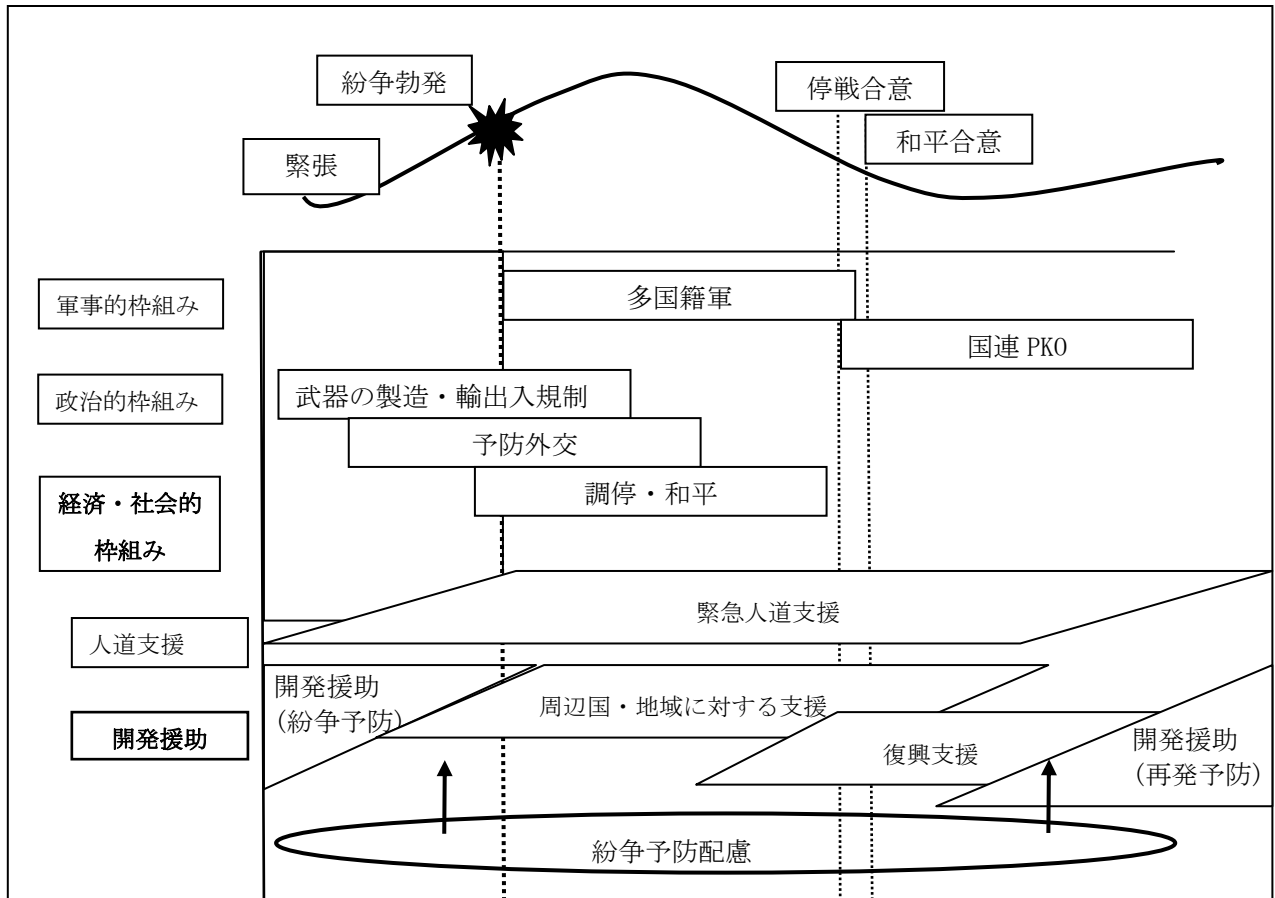
ただし、「1-1 平和構築の現状」で述べたように、冷戦終結後、紛争が再発する確率は高まっており、実際には、図 1-2 で例示されているように紛争前、紛争中、紛争後と明確に区切ることができず、紛争、あるいは緊張が高まっている状態が恒常化している例も見られる。

¹³ 「人間開発報告書 2005」（国連開発計画）において「武力紛争の場合も、公的医療と同様に、成功のための第一の原則は、予防は治療に勝るというものである。そして予防に最も効果的な戦略は開発である」

（P.214）、「復興期はとくに国際援助が重要である。紛争後の復興の目的とは、危機前の状況に戻ることを避け、恒久的な平和のための基盤を築き上げることである。もし脆弱な国が紛争へと逆戻りする脅威を回避できるとすれば、援助は、持続的な平和のための条件を作り出す投資となる」（P.216）と述べられている。

¹⁴ 出典：事業戦略研究「平和構築」 JICA、2001、p4、図 1-1 を一部修正

図 1-2 平和構築支援の時間的推移¹⁵



2005年2月に我が国外務省が発表した「政府開発援助に関する中期政策（以下 ODA 中期政策）」においては、平和構築は「紛争の発生と再発を予防し、紛争時とその直後に人々が直面する様々な困難を緩和し、そしてその後長年にわたって安定的な発展を達成することを目的としている」とされている。

本課題別指針においては、平和構築支援の定義は ODA 中期政策に基づき、「紛争の発生と再発を予防し、紛争時とその直後に人々が直面する様々な困難を緩和し、そしてその後の長年にわたる安定的な発展を達成することを目的とした協力」とする。

¹⁵出典：事業戦略研究「平和構築」 JICA、2001、p5、図 1-2 を一部改訂。なお、上記の図はあくまでも一般化した図であり、平和構築のプロセスは国ごとによって異なる。

1-3 国際的援助動向

国連機関やカナダ政府の他、世銀、UNDP、EU、CIDA、USAID、DFID等多くの援助機関が既に開発援助を通じた平和構築支援について積極的に取り組んでおり、平和構築、あるいは紛争後の復興支援に携わる専門部署を設置している¹⁶。また、OECD/DAC等の場において、国際機関や二国間ドナーは平和構築支援にかかる課題について議論を重ねてきている。

復興・開発支援の現場において、援助機関のマネート（執務執行権限）により、緊急人道支援と、中長期的な開発につながる支援の間に時間的・量的ギャップが生じることが課題として認識され、1999年に第1回ブルッキングス円卓会合が開催されて以降、具体的なギャップへの対応策について議論されてきている。このようなギャップを防ぐための試みの例として、JAM（Joint Assessment Mission）やCAP（Consolidated Appeals Process）¹⁷等、国際機関、二国間援助機関、NGOが行おうとしている支援について当事国も含めて内部調整した上で、支援国政府に資金やその他の援助をアピールする方策が試みられている。この他、復興支援のための信託基金の設置（国連や世銀主導のことが多い）や、国家開発計画の早期策定等を通じて援助協調を図っている。

開発援助が紛争予防に配慮して実施されるためには紛争分析を行うことが重要であるとの認識のもと、二国間援助実施機関、国際機関がそれぞれ紛争分析手法を開発してきた。現在までに、多くの機関において手法を開発し、実際の現場で適用を試みている¹⁸。

1-4 我が国の援助動向

我が国は、1992年に政府開発援助大綱を発表し、その基本理念において、「平和国家としての我が国にとって、世界の平和を維持し、国際社会の繁栄を確保するため、その国力にふさわしい役割を果たすことは重要な使命である」と述べている。1999年に発表された「政府開発援助に関する中期政策」では、「紛争・災害と開発」を重点課題の一つとして取り上げており、「紛争の予防、解決、紛争後の平和構築と復興は、開発の観点からも国際社会の大きな課題である」とされていた¹⁹。

2000年7月に開催された九州・沖縄サミットにおいて採択された「紛争予防のためのG8宮崎イニシアティブ²⁰」では、地球社会に「紛争予防の文化」を定着させる必要があるとし、

¹⁶ 各援助機関の平和構築分野における支援の概要については付録5参照。例えば、世銀は専門部署の名称にも「紛争予防復興支援室（Conflict Prevention and Reconstruction Unit）」という表現を用い、「平和構築」という表現を用いていないが、これは世銀グループの基本憲章上の制約に由来するものではないか、という見方もある。（稲田、2004、P.101）

¹⁷ JAM：復興・開発のニーズを調査する世銀等の国際開発銀行主導のドナー合同調査団。

CAP：緊急援助ニーズをまとめた国連統一アピール。

¹⁸ JICAが開発した平和構築アセスメント（PNA）については、「PNAマニュアル」参照。

¹⁹ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/05_hakusho/ODA2005/html/honbun/hp203030000.htm 参照。

²⁰ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/ko_2000/documents/initiative.html 参照。

紛争前から紛争後まで全ての段階において、紛争予防のための一貫した努力がなされるような包括的アプローチの必要性が謳われている。加えて、「紛争と開発」をイニシアティブの一つとして位置付け、「①開発援助戦略における紛争予防に関する考慮の促進、②紛争を予防するための迅速な行動の確保のための支援の重視、③紛争後の段階における緊急人道支援から開発援助への円滑な移行の確保、の3分野でイニシアティブをとるべきである」としている。このイニシアティブを受けて、同年、日本政府は「紛争と開発に関する日本からの行動－アクション・フロム・ジャパン²¹」を発表した。これは、開発分野における紛争予防強化のための日本の協力を打ち出したものであり、民主主義の基盤の強化、NGO、国際機関、民間との連携重視、紛争再発防止に向けた復興・開発支援等に重点的に対応すべきとしている。

また、自然災害、国際緊急援助、復興支援等を迅速・効果的に実施していくための国際人道システムとして、NGO、経済界、政府が対等なパートナーシップの下、それぞれの特性・資源を生かした連携・協力を推進していくために、2000年8月に「ジャパン・プラットフォーム²²」が設立された。

2002年5月には、小泉首相（当時）がシドニーで「平和の定着及び国造り」のために国際協力を強化することを表明し、有識者から構成される「国際平和協力懇談会」を設置した。同懇談会は、国際平和協力におけるODAの一層の活用、PKOの迅速な派遣にかかる体制及び法律の整備、文民専門家・警察の積極的な派遣、人材育成、安全対策と補償制度、NGO支援、国民の理解と参加促進等について具体的な提言案を示した²³。

2003年8月に閣議決定された政府開発援助大綱（以下新ODA大綱）においては、政府開発援助の目的として「国際社会の平和と発展に貢献すること」、が明記されており、重点課題として、「貧困削減」、「持続的成長」、「地球的規模の問題への取り組み」とあわせて「平和の構築」を挙げている。そこにおいて、開発途上地域における紛争を予防するため、貧困削減や格差の是正により積極的に取り組む、と述べられている。

このような日本政府の取組を受け、JICAでもカンボジア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、東ティモール、アフガニスタン、スリランカ、スーダン、パレスチナ、フィリピン・ミンダナオ等で積極的に復興支援を実施してきた。また、2003年10月にJICAが独立行政法人化した際、新しい機構の目的として、「復興」が独立行政法人国際協力機構法（2002年12月制定）に明記された。

2005年2月に改訂された「政府開発援助に関する中期政策」においては、人間の安全保障の視点を踏まえながら、平和の構築を含む上記4つの重点課題への取組を行うこととすると定められており、平和の構築に向けたアプローチ及び具体的取組についても紹介されている²⁴。

²¹ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/prev/action_fj.html参照。

²² <http://www.japanplatform.org/> 参照。

²³ http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokusai/kettei/021218houkoku_s.html参照。

²⁴ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/chuuki/pdfs/seisaku_050204.pdf 参照。

2008年1月所信方針演説²⁵において福田首相（当時）は、5つの基本方針のうちの1つに「平和協力国家日本の実現」を定め、自衛隊の海外活動などに関する国際平和協力活動の一般法の検討、および、日本を国際平和協力の人材育成や研究・知的貢献の拠点としていくことを述べた。これを受け高村外務大臣（当時）は、同年1月の「平和の創り手「日本」²⁶」と題したスピーチの中で、日本のマンパワーを世界に示すべきとし、国連ミッションへの参画、国際平和協力の「一般法」の制定、また、「平和構築分野の人材育成のためのパイロット事業²⁷」の教育事業展開を述べている。

²⁵ <http://www.kantei.go.jp/jp/hukudaspeech/2008/01/18housin.html> 参照。

²⁶ http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/20/ekmr_0124.html 参照。

²⁷ http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/20/eito_0825.html 参照。

第2章 JICA の協力の方向性

2-1 JICAの平和構築支援の目的

JICA の平和構築支援の目的は、2005 年に策定された ODA 中期政策が掲げている、「紛争の発生と再発を予防し、紛争時とその直後に人々が直面する様々な困難を緩和し、そしてその後長期にわたって安定的な発展を達成すること」に貢献することとする。

2-2 JICAが重点とすべき取り組み及び留意点

JICAによる平和構築支援は、先に述べたODA大綱、ODA中期政策等の政策枠組みの中で実施される。ただし、JICAはこれらに記されている「平和構築」に関する幅広い取り組みのすべてに対して網羅的に取り組むものではない。まず、JICA事業は、JICAを巡る法的・政策的枠組みや援助要員の安全確保の必要性に由来する制約の中で実施される。そのうえで、JICA事業は、JICAの強みを活かすことができる領域において、かつ、政治的および軍事的枠組みとの連携、もしくは他の援助機関との連携を図りつつ効果的効率的に平和構築支援を実施することを目指していくべきである。

開発途上国の発展に貢献するという目的を持って実施されるという点において、平和構築支援は通常の開発援助と同じであり、支援分野もインフラ、教育、保健、農業等、開発援助と大半は変わらない。しかしながら、紛争影響国は、さまざまな不確定要素・不安定要因を抱えており、こうした国・地域に対して協力を行う場合、活動分野あるいは活動地域によってJICAの協力の意義と難易度が異なってくる。開発援助は意図しない場合でも、結果的に紛争を助長する可能性もある。また、国家統治機能の再構築、地雷・不発弾・小型武器等への対応、元戦闘員や帰還民の社会統合、和解・共生等、紛争経験国に特有のニーズもあり、通常の開発援助では想定しない課題も存在する。さらに、紛争影響国が抱える課題は、紛争の規模と期間、紛争が勃発した国や地域の状況等によって大きく異なり、かつ時々刻々変動を遂げる。

これらを踏まえ、JICA の平和構築支援について、①前提条件及び枠組み、②基本的アプローチ、③重点課題、④支援の類型別特徴、そして、⑤実施上の留意点、に分けて、以下に記載する。

2-2-1 JICAによる平和構築支援の前提条件および枠組み

平和構築支援を実施するには、原則として以下の3点が満たされることを前提条件とし、その上で個々の状況に応じ、総合的に判断し決定する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 紛争当事者間の停戦合意あるいは和平合意の締結② 日本政府のコミットメント③ 援助要員の安全確保 |
|---|

なお、上述の 3 つの条件が満たされない場合でも、当該国・地域の周辺国・地域で平和構築支援を行う場合もある。また、和平プロセスの歩調に合わせて、もしくは日本政府による政治的枠組みを通じた取り組みとの協働にも留意しつつ、復興初期段階では基礎的ニーズの充足に資する事業に限定するなど、支援内容を調整する場合もある。

我が国には、災害等発生後の緊急対応期に適用される法律として、JDR法（国際緊急援助隊の派遣に関する法律）とPKO法（国際平和協力法）があるが、PKO法制定時の国会答弁により、PKO法が紛争に起因する災害を対象とし、JDR法が自然災害と人為的災害を対象とすることと整理されている²⁸。したがって、JICAは、PKO法に基づく国連平和維持活動、選挙監視活動及び人道的な国際救援活動は行わないこととなっており、紛争に起因する人道緊急援助はJDR法の対象外となっている。

また、国際協力機構法 3 条で謳われる「（開発途上）地域の経済及び社会の発展若しくは復興又は経済の安定に寄与」するという機構の目的に合致した事業を実施し、ODA 大綱に抵触する軍事的用途に使用される支援は行わない。

機構法 13 条に基づき、条約その他の国際約束をとりつけた上で、技術協力等を実施することとなっており、国際約束締結の相手方となる当該国政府又はこれを代替する法的主体²⁹が存在しない場合の平和構築支援は困難となっている。

²⁸ PKO 法案が国会で審議された際、JDR 法第 1 条に規定する「大規模な災害」には、戦争、内乱等戦闘地域における武力の行使による直接の被害は含まれないという政府答弁がなされ、PKO 法が紛争起因による災害を対象、JDR 法が自然災害、ビル崩壊やガス爆発等の人為的災害を対象とすることと整理された。1992 年 6 月に PKO 法成立。それ以前は、紛争に起因する間接的な被害については、一方の紛争当事者に加担することにならないこと、時間的もしくは空間的に武力行使と直接の関連がないこと、派遣人員の安全が確保しうること等の諸要素を考慮し、当該災害が新たな災害として位置づけられる場合には JDR 法を適用してきた。

²⁹ イラク、東ティモール及びセルビアからの独立前のコソボ自治区で、政府が機能するまでの間、国連機関との間で国際約束を締結し事業を実施した例はある。

2-2-2 JICAの平和構築支援の基本的なアプローチ

平和構築支援に際しては、特に以下の2つの視点が重要となる。

- (1) 紛争要因を助長しない配慮（プロジェクトがもたらす負の影響の回避）
- (2) 紛争要因を積極的に取り除く支援（プロジェクトによる正の影響の促進）

即ち、紛争により平和構築のコンテキストが異なることから、紛争影響国・地域に支援を行う際は、国全体に関わる政治・行政・治安・経済・社会分野の現状分析を行い、紛争の背景、紛争要因、紛争の再発要因を分析し、必要な配慮事項を抽出し、国別事業実施計画など対象国の支援方針に紛争予防配慮を盛り込む。また、プロジェクトレベルでは、紛争要因分析やステークホルダー分析を通じて、個々のプロジェクトが紛争要因を助長しないように配慮したり、民族、宗教、政治集団等の対立集団間の対立傾向・差別の助長を回避する形で事業を形成・実施する。また、可能な範囲で、紛争要因を積極的に取り除くような要素をプロジェクトに導入したり、対立グループ間の対話や和解を促進する事業の枠組み及び実施方法を模索し、積極的に共存・和解に配慮したアプローチを取ることが望ましい。

JICAでは、計画から実施、モニタリング・評価の段階で平和構築アセスメント（PNA（Peacebuilding Needs and Impact Assessment³⁰））を行い、国レベル、プロジェクトレベルで紛争予防配慮の徹底を図っている。なお、紛争影響国では、情勢が日々変化していることから、国レベルのPNAの定期的なアップデートにより、紛争の再発要因を分析した上で、個々のプロジェクトとの因果関係を整理し、必要に応じてプロジェクトの軌道修正を図っていくことが重要である。

2-2-3 JICAが重点とすべき取り組み

ODA中期政策に基づく平和構築支援の諸項目のうち、上述の前提条件と枠組みを踏まえると共に、これまでのJICAの取り組み実績などを勘案しつつ、JICAが重点とすべき取り組みを次のとおりとする。

- (1) 社会資本の復興に対する支援
- (2) 経済活動の復興に対する支援
- (3) 国家の統治機能の回復に対する支援
- (4) 治安強化に資する支援

³⁰ PNAとは、政治・行政・社会・経済・治安の現状や紛争要因を分析し、紛争予防・平和の促進に必要な配慮事項を抽出し、これを案件の計画策定から評価までの事業運営管理に組み込むためのプロセスおよび考え方。PNAの具体的な内容については、別途作成済みのPNAマニュアル、紛争予防配慮を推進するための調査事項例については付録4を参照。

(1) 社会資本の復興に対する支援

紛争終結直後には、紛争による破壊、政府機能の弱体化による政策の不備、各種施設・設備の維持管理を行う行政組織の極度の資金不足や専門性を持つ人材の流出等の要因により、行政が担っている社会サービスの一部あるいはほぼ全体が停止していたり、十分機能していないという状況が広く見られる。

インフラ整備については、緊急ニーズに応じて、支援の成果を人々に対して目に見える形でアピールするとともに、持続的なメンテナンスに配慮した将来計画を視野にいれた支援を行うことが求められる。また、一般的に紛争後は土地をめぐる法制度が未整備および機能不全であることが多く、インフラ整備支援では、土地所有・使用がトラブルの原因となることや、公共施設を整備すること自体が地元の有力者同士の政治的駆け引きの道具に用いられるなど、紛争（再発）要因を助長する可能性があることに留意が必要である。

社会資本の復興を目的として、JICA は、①生活インフラの整備、②運輸交通・電力・通信網整備、③保健医療システムの機能強化、④教育システムの機能強化、⑤食料の安定供給を実施する。それぞれの具体的な方策案については以下の表 2-1 のとおり。

① 生活インフラの整備

紛争後は、上下水道・電力の供給停止や建物の破壊、村落の井戸の損壊、アクセス道路の荒廃など、人々の生活に直結する基本的なインフラが多大な被害を受けているところに、難民・国内避難民が帰還する等人口が急増し、水をはじめ、生活に必要な資源が圧迫されることが多い。従って、早期の段階からこれらのニーズに対応することが、その後の開発へのスムーズな移行を促すために重要である。

支援の傾向として、安全対策等の制約もあり、特に復興支援の初期段階は、首都での支援が中心となることも多いが、平和の配当を実感できる市民を少しでも増やし、急速な首都・都市への人口流入を遅らせる効果を狙う意味では、早急に地方でも展開されることが望ましい。

② 運輸交通・電力・通信網整備

首都と主要都市を結ぶ幹線道路、そこへの主要なアクセス道路の修復および整備は、食料・生活物資の物流など、復旧・復興の前提条件であり、早期から着手することが不可欠である。また、その後、物流の拠点ともなる空港・港湾・鉄道、市場や集荷のシステム、通勤・通学のための公共交通網、日常生活や経済活動を支える電力の供給や電話等の通信網等、各種インフラを改修・整備することにより、市民の日常生活を改善し、復旧・復興を促進することも重要である。この際、単にインフラ整備に終わることなく、運営・維持管理の体制整備と能力強化、人材育成を同時に図ることも重要である。

③ 保健医療システムの機能強化

紛争後は、栄養状態や保健状況が著しく悪化していることが多いため、保健衛生上の懸

案に関する優先事項を検討し、保健政策の再構築を支援する必要がある。プライマリ・ヘルスケア（PHC）の再構築、専門人材の不足あるいは能力の低下、それに伴う病院等におけるサービスの質の低下が大きな課題となっていることが多い。

また、冷戦終結後、国内紛争が増加したことにより、一般市民が直接の被害者・加害者となる、隣人が敵になる、親戚や友人が被害に遭うなど、社会の構成員の大多数が何らかのかたちで紛争による暴力や喪失を経験することとなった。このような不幸な記憶を背負った社会は、紛争終結後もその影響から抜け出すことが難しく、いわば社会全体が集団的に精神的外傷（トラウマ）を負った状態（絶望感、無力感、信頼の喪失等）に陥ると考えられる。トラウマを癒すことは復興に必要な配慮事項である。

④ 教育システムの機能強化

紛争の結果、学校など教育施設の破壊の他、識字率の低下、初等・中等・高等のすべての段階における就学率や修了率の低下、復旧・復興に必要な知識・技能を持った現地人材の不足が大きな問題となる。また正規の学校教育プログラムを経ずに成人した層もあり、このような人々のための特別プログラムの用意が必要な場合もある。さらに、障害者を対象とした就労支援プログラムや、元戦闘員（除隊兵士）の職業訓練、女性世帯主家庭向けの職業訓練・就労支援など、様々な特別なニーズを抱える人々に対する、きめ細かな支援が必要とされる。

停戦・和平合意が成立した後も民族・グループ間に対立や憎悪感情が残り、居住区の分断や人間関係の崩壊、社会の暴力化等をもたらしている状況が多い。このような中、紛争や暴力を防ぎ紛争を平和的に解決し、平和を創出するような行動の変革をもたらす知識・技術・態度・価値観を涵養するための平和教育³¹も重要である。

⑤ 食料の安定供給

農業をはじめとした食料生産システムが破壊されている紛争直後は、まず人道援助機関による食料援助（配給）が行なわれる。しかし、緊急人道支援が行われている段階でも、将来人々が安定した食料供給を得て、住民がより早く食料援助から自立できるような計画が必要である。農業機械・肥料等の供与や破壊された灌漑設備のリハビリに対する支援の他、食料自給のためにコミュニティ支援を行いながら即効性があり、且つ、住民に直接裨益するような小規模な農業支援を実施することも重要である。

³¹ Susan Fountain (1999). Peace Education in UNICEF, Working Paper Series, Programme Division, Education Section. New York: UNICEF

表 2-1：社会資本の復興に対する支援策（例）

※①②③④⑤を含む事例につき、付録 2（ア）（イ）（ウ）（エ）（オ）（カ）参照

<p>①生活インフラの整備 都市復興計画策定への支援、アクセス道路の復旧・整備、給水・発電・衛生設備の復旧・整備、小規模発電設備の導入、施設の維持管理体制の構築支援、土地台帳の整備への支援、コミュニティ活動の拠点となる公共性の高い施設の整備（公民館、簡易市場、教育・保育施設等）、コミュニティ組織体制等</p>
<p>②運輸交通・電力・通信網整備 都市内の道路網・橋梁・空港・港湾等の復旧・改修、公共交通網の整備・修復、発電機の供与・発電所の改修、電話回線の改修、各種維持管理計画の策定、技術者の人材育成 等</p>
<p>③保健医療システムの機能強化 病院・ヘルスポスト等拠点の改修・機能強化、PHC システム構築、母子保健サービスの普及、保健衛生の啓蒙普及活動支援、統計整備支援、結核・HIV/AIDS・マラリア・その他各種感染症対策、形成外科・リハビリテーション等支援、トラウマケア（絵画や手芸などのサークル活動を通じて仲間と心の痛みを共有する活動、専門医のコミュニティ巡回相談等）等</p>
<p>④教育システムの機能強化 ※事例につき、付録 2（オ）参照 就学前教育、初等・高等教育、ノンフォーマル教育、職業訓練分野の学校改修・新設、教員養成支援、教科書・教具・カリキュラム開発支援、労働市場調査、学校教育における平和教育支援（教育政策・カリキュラム改革への助言、教員に対する研修、スポーツ等のレクリエーションを通じた相互理解の促進）平和に関する市民教育・啓発活動 等</p>
<p>⑤食料の安定供給 食料自給のための農業再開支援（穀物・野菜などの種子の供与、シードバンク等）、農業関連施設の復旧・改修 等</p>

(2) 経済活動の復興に対する支援

紛争後における経済活動の復興は、住民の生活の安定、ならびに国・地域の安定の観点から欠かせない。紛争終結後の国・地域においては、生活物資を扱う市場や道路が荒廃し、失業者が増大し貧困問題がより一層顕在化していることが多い。さらには一部の既得権益層へ権力及び富が集中し、非合法的取引を吸収する地下経済が特異に発達している状況が多々見られる。こうした状況では、社会不安ないしは紛争（再発）の不安定要因となりかねない。

このような状況のもと、経済活動の復興には、紛争終了後間もない基礎的な経済ニーズを充足させ、引き続き経済環境整備や産業振興、雇用創出等を通じて経済活動を安定化させる必要がある。

なお、復興初期段階では、復興景気により物価や給与等が急上昇し、経済が一時的に加熱するものの、開発期に入ると元の経済状態に戻る場合が多く、復興期の経済は脆弱であることに留意する。また、前述のとおり、土地所有および利用をめぐる権利関係のトラブルの可能性につき留意する。

経済活動の復興に対して、JICA は、①経済環境整備、②生計向上・雇用機会拡大を実施する。それぞれの具体的な方策案については以下の表 2-2 のとおり。

① 経済環境整備

脆弱な経済環境は、復興および国・地域の安定化を妨げる要因である。多くの紛争経験国・地域では、紛争が勃発する前から、脆弱な経済産業構造や金融システム、汚職の蔓延等が見られるが、経済制裁や紛争の長期化により、さらに慢性的な経済停滞状況にある。これらの課題に対応するためには、紛争終了後間もない時の緊急かつ基礎的な経済ニーズを充足させつつ、経済基盤を再構築する経済環境整備、中長期的な経済開発に向けた支援を可能な限り組み合わせて実施する必要がある。

② 生計向上・雇用機会拡大

失業者の増大（特に青年層）は紛争終結国において顕著であり、社会不安の種ともなりかねない。このため、生計向上及び雇用機会の創出は紛争終結直後の主要課題となることが多い。開発援助機関としては、生計向上やインフラ整備支援を通じた一時的雇用の創出や技術指導、金融サービスにアクセスできない層に対するマイクロファイナンスを通じた生計向上を支援する。情報が整備されていないことが多い紛争影響国・地域においては、初期段階からマーケット調査や労働市場調査を実施し、復興期において潜在性の高い分野を見定め支援する必要がある。

生計向上及び雇用創出支援に際しては、より多くの市民が平和の配当を実感するために、首都や中心都市のみでなく、郊外及び農村部における生計向上や雇用創出も念頭におくことが望ましい。

表 2-2：経済活動の復興に対する支援策（例）

※事例につき、付録 2（キ）参照

①経済環境整備

市場の整備・アクセスの改善、市場調査・公共セクター調査等マクロ経済支援、個別産業の現状や市場ニーズに係る調査の実施、復興に有効な産業の活性化、農業生産性向上、マイクロファイナンス支援、貿易・投資促進、代替産業育成 等

②生計向上・雇用機会拡大

農業・畜産・漁業活動支援、職業訓練支援、一時的雇用創出（インフラ整備等関連プロジェクトの労働集約型事業において一時的雇用創出を実施）、労働市場調査、労働政策策定 等

(3) 国家の統治機能の回復に対する支援

公的機関の再建及び紛争によって失われた政府機能の回復は、紛争後の復興支援における優先課題の一つである。当該国の政府が国民に対する説明責任や公共サービスの提供等といった基本的な機能を果たさず、政府として正統性を獲得できない状況では、社会の不安定要因ないしは紛争の再発要因となりかねない。したがって、中長期的視野に立ち、早い段階からガバナンス支援に着手していく必要がある。紛争によって統治能力が弱体化した国や地域においては、法律策定、行政組織強化、人材育成など統治機能回復のための、

包括的な取り組みが求められる。また、新しい国づくりを行う場合には、社会的に阻害されやすいグループをも含めた国民の政治・経済活動への参加を促し、公正な社会を築くことができるよう配慮する必要がある。

ガバナンス支援は国造りの基本となる支援である一方で、現地の状況や紛争の要因によっては、急激に民主化支援等を進めることによって、現地の住民がにわかには適応できない制度を押し付ける結果となり、これが逆に情勢の不安定化をもたらし、紛争を再発させる可能性があることに注意する必要がある。従って、支援内容決定に際しては、紛争要因や紛争終了後の統治形態や行政府の体制について十分に分析する必要がある。

国家の統治機能の回復のための支援として、JICA は、①選挙支援、②メディア支援、③法制度整備支援、④民主的な行政制度の整備、⑤財政基盤整備を実施する。それぞれの具体的な方策案については以下の表 2-3 のとおり。

① 選挙支援

選挙支援は、紛争終結後あるいは強権的政治体制崩壊後に初めて民主選挙を実施する国や民主選挙の経験が乏しい国において、民主的な選挙を実現させるための支援である。政治的権利が抑圧されている国で実施される制憲選挙においては、国民の政治参加を促進するための支援を行うこともある。また、選挙支援は、異なる政治勢力の利害調整を平和裡に行うメカニズムを構築する上で、中長期的視点から紛争予防・紛争再発防止にも資する。

選挙支援は、内政領域に触れる機微な問題であり、支援を実施する際は相手国の主体性を尊重し、政治的中立性を確保することが重要である。また、性急な選挙は情勢の不安定化を招くリスクもある。そのため、当該国の紛争要因、政治状況、支援による影響を十分に分析・把握した上で、援助プログラムを企画・立案することが大切である。

我が国による選挙監視は、基本的に PKO 法あるいは外務省設置法に基づく支援が中心で、実施主体はそれぞれ内閣府と外務省であり、JICA は選挙管理委員会の能力強化支援や選挙教育にかかる支援を中心に実施している。

② メディア支援

メディア支援は、自由で独立したメディアを保証する制度づくりや公共報道機関等の整備を通じて、国民融和や民主化プロセスの促進に資する。国民の統合・和解を支援する目的で実施される公共報道の支援や、放送政策立案支援、番組制作技術支援、放送施設整備等は、その実施のタイミングや内容によって一定の効果があると考えられる。

一方、緊張が高まっている国や紛争を経験した国では、メディアが政治利用され紛争を助長する一因となっている場合が多く、既存のメディアは紛争終結後も、紛争当事者らの影響下にあることも考えられ、この時期に実施するメディア支援は、地元勢力の抵抗を受けることもあり得る。従って支援が偏りなく実施されるよう、他ドナーと連携する等、包括的に取り組む必要があるものの、逆に、ドナー支援を受けているメディアが「ドナー寄り」と目されるリスクも含んでおり、より慎重な支援が求められる分野でもある。

③ 法制度整備支援

法制度整備支援とは、支援対象国が行う法整備のための諸努力を支援するものであり、法案起草や立法化促進のための支援をはじめ、法の執行・運用のための諸制度の整備、これらに従事する法曹の人材育成を含む「法の支配」強化に焦点をあてた支援である。憲法をはじめ諸法制定は復興支援の枠組み構築及びその後の国づくりの要となるものであり、復興支援の枠組みで法制度整備支援を行う際には、早い段階からの対応が求められる。

支援を行う際は、支援する側の法体系を押し付けるのではなく、当該国の政治・経済・社会状況にあった法案策定を支援することによって、相手国の主体性を引き出すとともに、先方の価値観を尊重する法体系を作り出すことが重要である。また女性や少数民族などに関する権利にも配慮した法制度整備支援を行うことにも留意が必要である。

④ 民主的な行政制度の整備

行政支援が扱う課題は、行政改革（組織再編）、公共支出管理、分権化と地方のガバナンス、汚職防止など多岐の分野に亘り、その間口は広い。その中で、政策形成、意思決定、計画プロセスにおいて可能な限り住民が参加し、かつ、行政サービスの裨益において民族、性別、年齢、社会階層、出身地、思想等の格差が広まらないよう、効率的・効果的な行政サービスの提供に焦点を当てた支援を行うことにより、紛争予防の視点を盛り込むことが肝要である。

また、行政システムが確立し財政基盤が整備されることによって資源が動員され、さらに行政の透明性が確保され、国民に公平に便益が分配されることにより、行政に対する国民の信頼醸成に繋がるのが重要である。行政官による汚職や腐敗により、公平な分配が達成されず、不満を持つ市民が暴力に訴える可能性もあることから、復興を軌道に乗せ、紛争の再発を予防するためにも、汚職や腐敗の防止のための支援は重要である。

その他、行政が充分機能していないために、石油や鉱物等の資源を巡る利権争いや、コミュニティレベルにおける住民グループ間の土地や水等の経済的資源をめぐる対立が表面化し、紛争終結後もこれらの要因が不安定要因として存続していることが多い。こうした国・地域では、公正な資源管理のための支援を行うことも、地域の平和と安定において有効である。

⑤ 財政基盤整備

脆弱な財政基盤・体制は、復旧・復興を妨げる要因として広く認識されている。多くの紛争終結国では、紛争が勃発する前から、脆弱な財政管理能力、税財政制度の未発達、多額の軍事支出、汚職の蔓延により、慢性的な財政赤字、深刻な貧困問題に直面している。この結果、紛争終結後、基礎的な公共サービスの提供、復旧・復興に必要な資金の多くを内外の借入りに依存せざるをえず、自立的な復旧・復興を妨げ、慢性的なインフレと対外債務の増大を招き、ひいては、経済危機や社会不安を引き起している。復興支援の初期段階から、国家財政管理の能力強化も必要とされている。

表 2-3：国家の統治機能の回復に対する支援策（例）

<p>①選挙支援 選挙制度構築支援、選挙管理委員会への支援、選挙用機材の供与、広報活動・情報通信技術設備整備、コンピューター管理・設営支援、選挙教育 等</p>
<p>②メディア支援 放送セクターにおける調査、放送政策・番組制作、視聴覚メディアなど情報通信技術支援、放送機材の供与・整備 等</p>
<p>③法制度整備支援 <u>立法支援</u>：法案起草・立法化支援を中心とした法制度整備支援、制憲プロセスにおける憲法策定支援、個別法案についての知識・技術支援、付立法整備・法案策定のための技術支援、法案審査組織への支援 等 <u>組織支援</u>：自立発展性を目指した司法委員会基盤整備、司法官庁整備・司法行政（民事・刑事・行政の裁判事務を取り扱う官庁）への支援、立法府の機能と役割強化を目的とする制度・能力強化、市民の国政参加を促す制度への支援（民主化に関するセミナー、公選議員・議会事務局員の能力向上、情報通信技術整備支援、市民教育の実施）等 <u>人材育成支援</u>：裁判官・検事等の司法官及び弁護士の育成、司法研修所・司法試験の整備、教材作成支援、大学法学部・大学院への支援、留学生の受入等の支援 等</p>
<p>④民主的な行政制度の整備 中央省庁や地方行政組織の再編・改革支援、住民と行政の協働促進、分権化支援、地方行政強化、人事管理能力向上、公務員制度・税財政制度の整備、各行政課題にかかる行政官の能力開発・組織開発・制度改善、行政運営手法に係る助言・支援、資源管理 等</p>
<p>⑤財政基盤整備 税制及び徴税体制整備、国家（地方）歳入構造の見直しのための技術支援、予算作成・編成プロセスの見直しのための技術支援、執行管理体制の改善（構築）、会計検査制度の導入、統計業務・データベース構築に係る支援 等</p>

(4) 治安強化に対する支援

紛争が終結した後、治安がまだ安定しない状況では、人々が正常な生活を送ることや、復興のために必要とされる経済活動を円滑に行うことは難しい。さらに、軍が肥大化し、軍部が政府要職のポスト配分や土地配分を牛耳るなど、政治、経済的な影響力を行使し続けていたり、民主的な警察のキャパシティが低い等の背景から、国民の安全を保障すべき公的機関が機能しておらず、多くの一般市民が小型武器を保有しているような状況においては、紛争が一旦終結した場合でも、対立が新たな武力紛争に繋がる可能性が高い。こうした意味で、治安の回復は、住民の生活再建、国内避難民や難民の帰還・再定住、政治的・社会的安定、復興、開発の前提ともなるものである。

復興初期は、国連平和維持軍や多国籍軍等が治安維持を担うこともあるが、当該国独自の治安維持体制整備の着手が遅れ、国連平和維持軍及び多国籍軍撤退後の治安維持体制に空白が生じた事例も過去にみられる。このため、開発援助を実施する前提ともなる治安の強化は重要な課題となっている。

治安強化のために、JICAは①治安セクターの整備、②戦闘員の動員解除と社会復帰支援、

③小型武器問題の改善、④地雷・不発弾問題の改善を通じて対象国の治安強化を図る。なお、治安回復にあたっては、外交政策との一貫性をはかりつつ、包括的なアプローチで取り組む必要があるものの、JICA の支援はその一部分にすぎないことを認識すべきである。それぞれの具体的な支援策については以下の表 2-4 のとおり。

① 治安セクターの整備

治安セクターの強化、もしくは治安セクター改革 (Security Sector/System Reform) は、国民の安全を確保すべき機関の能力を強化するために、これらの機関の制度、機能、行動様式の改善をめざすものである。開発援助の枠組みにおいて、治安セクターに取り組む際は、ガバナンス改革の一部として位置づける場合もある。すなわち、国民の安全の確保において責任を負う行政 (法務、財務等)・立法・司法の制度・国家機関 (警察、入国管理・税関等) が、民主性・透明性・アカウタビリティの確保、反汚職等の原則に沿って機能するよう改革を促すという考え方である。

② 戦闘員の動員解除と社会復帰支援

DDR (武装解除、動員解除、社会復帰) とは、紛争の結果肥大化した軍や増大した民兵組織等の戦闘員を武装解除、動員解除し、市民社会へ復帰させるという一連のプロセスである。武装解除については、軍 (対象国の国軍、多国籍軍及び国連平和維持軍など) が主導的役割を果たすため、開発援助を通じた支援は限定されている。開発援助が貢献し得る部分は、全体計画の策定、動員解除にかかる技術支援 (健康状態や障害度の診断、登録作業等) と元戦闘員 (除隊兵士) の社会復帰である。

DDR においては、武装解除・動員解除から社会復帰への移行が円滑かつ迅速に行われることが重要である。DDR は元戦闘員 (除隊兵士) の円滑な市民社会への復帰を以って完結し、社会復帰が円滑に進まない場合には、社会不安定要因として、紛争再発につながる場合もある。

③ 小型武器問題の改善

紛争終結後の余剰武器の問題に対応するためには、戦闘員の武装解除だけでは不十分であり、市民社会に拡散した小型武器の削減を図る必要がある。小型武器の削減のためには、武器の規制や回収といった供給の側面のみならず、貧富の格差、青年層の失業問題及び社会への不満、国民の安全を保障すべき政府が機能していない状態、そして紛争の再発に関する不安といった一般市民が小型武器を所有する原因や小型武器の需要を生み出す要因への対応も必要である。

日本政府は小型武器問題が国際社会に提起されて以来、国連中心の枠組みを通じて主導的な役割を果たしてきており、①国連における取り組みの推進、②国際社会の啓発、③小型武器取引規制のためのグローバルな枠組み作り、という3点を基本方針としている。

開発援助では、多くの場合、小型武器の回収及び破棄そのものに対する支援を行うことは無いが、他機関との連携の下、回収された武器の保管や管理体制の整備、また小型武器

の供給の問題と需要の両側面への対応や、国際機関及び NGO が実施する小型武器回収事業への支援が可能である。小型武器問題の改善に際して最も重要な点は、警察が主体となって取り組むための体制づくりである。小型武器の問題が治安やガバナンス問題、農村開発の遅れ、失業問題等の課題と密接に関連していることから、小型武器問題に取り組む際は、治安セクター改革、ガバナンス改革、農村開発等の取組の一環として分野横断的に取り組むことが望ましい。

④ 地雷・不発弾問題の改善

対人地雷は人が利用する場所（住居、学校、病院、水場、農地、果樹、工場等）の付近に埋設され、紛争終結後もなかなか除去が進まないため、紛争後も犠牲者が発生するだけでなく、各種インフラの整備や農業活動の再開、難民・国内避難民の再定住などあらゆる方面の復旧・復興の大きな阻害要因となる。不発弾（UXO）から取れる金属がくず鉄として売れるために、子ども等が拾い集め、その最中に暴発して死傷する事故も発生している。また弾に劣化ウランが使われている場合は、放射線による汚染によって、広範囲で住民の健康被害（小児の癌の多発等）が起こることが指摘されている。したがって、紛争影響地域でインフラ整備や帰還民支援、農業活動等を支援する際は地雷・不発弾問題への対応を併せて視野に入れる必要がある。

地雷・不発弾の除去は、復旧・復興支援において非常に重要であるが、除去地の選定、除去後の土地の活用について留意が必要である。一部の政治家や富裕層の利権によって除去の優先地域が決定されたり、これまでその土地に依存して細々と営農してきた貧困層が追い出されて生産手段を失うことなどが起こらないよう、公正な土地法の整備や、除去優先箇所選定の基準とプロセスの透明化などの方策が必要とされる。

表 2-4：治安強化に対する支援策（例）

<p>①治安セクターの整備</p> <p>文民警察及び税関への支援（武器・薬物等の非合法的取引の取り締まり能力・犯罪捜査能力の向上、人権保護・国際的規範の尊重、透明性の確保、汚職対策、組織犯罪の回避のための財政管理体制強化）、交番制度の導入、警察・税関の施設の建築・復旧、国民の安全・治安維持に関する政策・法律制定の手続きの確立、警察等治安セクター機関の支出管理体制強化、治安セクター機関の役割・任務に係る法整備支援・人材の育成、裁判所等関係施設の整備 等</p>
<p>②戦闘員の動員解除と社会復帰支援 ※イメージ図について付録1、事例については付録2(ク)(ケ)(コ)を参照</p> <p>全体計画策定・動員解除時の支援：動員解除・社会復帰の全体計画策定支援、社会復帰計画（技能訓練、農村開発、教育等の分野別）の策定支援、元戦闘員（除隊兵士）登録のために必要な機材の供与、除隊時の健康診断・HIV/エイズカウンセリングへの技術支援</p> <p>元戦闘員の経済的自立のための技術研修・職業訓練・収入向上支援：労働市場調査、関係省庁・実施機関の能力開発、元戦闘員のニーズ調査、技術訓練実施機関の把握調査、技術指導・資機材供与、職業斡旋制度の構築、零細・小規模企業育成支援 等</p> <p>農村部の帰還先での農業技術指導・農村開発：農業技術指導、環境整備支援、医療、給水、教育施設等の社会インフラ整備 等</p>

③小型武器問題の改善 ※イメージ図について付録 1、事例については付録 2 (サ) を参照
小型武器関連法令の整備、取締りのための警察と税関の検査能力強化、武器と引き換えの開発
(Weapons for Development) プロジェクト、小型武器の登録・管理強化、一般市民と警察の信
頼醸成支援、等

④地雷・不発弾問題の改善 ※イメージ図について付録 1、事例については付録 2 (シ) (ス)
を参照

除去活動支援： 地雷・不発弾 (UXO) 除去に関する資機材供与 (灌木除去機・地雷探知機、車
両等)、除去計画策定支援、地雷マップ等情報整備支援、除去済地雷・UXO 等の適切な処分計画
策定支援、除去後の土地の開発計画策定支援、関連法整備支援

地雷回避教育： 市民に対する認知・回避教育支援

被災者支援： 救急救命システムの整備、地雷被災者を含む障害者リハビリテーション支援 (義
肢・義装具製作等)

被災者の社会復帰支援： 被災者に対する技術訓練・雇用促進等

この他、上記 4 つの重点分野に加えて分野横断的な課題として、①和解・共存促進、②
社会的弱者に配慮することが必要である。

①和解・共存促進

政治的に和平プロセスが進み、表面的には紛争が終結しても、損なわれた人間関係が修
復され、武力によらず紛争を解決できるような信頼関係が醸成されなければ社会は常に緊
張状態に置かれるだけでなく、新たな対立を生み、紛争を再発しかねない。人や組織が和
解を実現し、信頼関係を構築するためには、日常を共有したり、同じ目的を共有したりす
ることにより、時間をかけながら相互理解を深める必要がある。特定のグループの間の不
信感が存在する場合には、可能な限り、対立グループ間の交流や共同活動を促進する活動
を事業に盛り込むことにより、和解・共存に配慮したアプローチを取ることが重要である。

なお、和解プロセスに関連し、紛争経験国では一般的に、紛争中に生じた戦争犯罪や人
権侵害等の過去の罪をいかに処理するかが問題となっていることが多いことにも留意する。

和解・共存促進の事例 (ボスニア・ヘルツェゴビナ) 2006 年～

2 民族 (ムスリム、クロアチア人) が別々の教室および、別々のカリキュラムで
授業を受けているモスタルの高校において、JICA は、ムスリムとクロアチア人の
両方の民族が共に学べる環境づくりに向けて、IT 教育支援としてパソコン導入や
教科書づくりを支援してきた。現地政府の希望で、同支援の対象は最終的に 3 民
族 (ムスリム、セルビア人、クロアチア人) にも広がるとともに、教科書の使用
地域がボスニア全土へと拡大されるなど、教育統合の機運を高めるきっかけとな
っている。また、大量虐殺が行われたスレブレニツァにおいては、ムスリムとセ
ルビア人の両民族に裨益するよう農業支援を実施するとともに、両民族が協同で
農業活動を行う場を提供するなど、民族融和および共存に配慮したアプローチを
とっている。

和解・共存促進の事例（南アフリカ）2007年11月、2008年9月

紛争経験国の指導者を対象に、JICA と国際 NGO(International Center for Transitional Justice (ICTJ))との共催で「アフリカにおける移行期の正義及び開発」を開催し、南アフリカにおける真実和解委員会の経験を共有するとともに、各国での民族和解プロセスに従事してきた関係者が知見・経験を紹介。参加国はセルビア・モンテネグロ、ルワンダ、シエラレオネ、リベリア、コンゴ民主共和国、スーダン、スリランカ、ペルー等。

(その他の詳しい事例については付録2 (イ)、(ウ)、(コ) を参照。)

②紛争で影響を受けた人々・社会的弱者への配慮

紛争・地雷等による障害者、孤児、寡婦、児童兵を含む元戦闘員、国内避難民等や社会的に阻害されているグループは、紛争の影響を受けやすいにもかかわらず、紛争終了後の復興支援においては対応が遅れ、平和や復興の配当を受けにくい。

難民・国内避難民 (IDPs³²) について、その帰還・再定住促進は主にUNHCRなどの人道支援機関が行っている。しかし帰還先での生計の再構築、中長期的な社会復帰といった社会への再統合プロセスについては、開発援助機関の主体的な関与が求められている。帰還先地域のコミュニティ開発や、受け入れ体制の整備として、給水・保健・基礎教育の施設修復やサービスの復旧、就業促進のための職業訓練・技術研修、収入向上や雇用創出といった活動を実施する。

その際、帰還民と住民の共存を促進するために、これらの活動を通じて、対立しているグループ間の対話と理解を促進することに配慮する。これは、帰還民と住民が異なる民族から構成され、その間に対立が存在している場合には特に重要となる。また、計画から実施において幅広くグループが参加し意見が反映されることが重要である。

社会的弱者に対する支援は、紛争終了後すぐに実施されなければ、ある程度復興が達成されても、社会的弱者が新しい社会の一員として社会の中に統合されず、中長期的に経済・社会開発の負担になったり、そのために社会的・経済的格差の固定化につながる可能性がある。

一方、社会的弱者のみに絞った支援は、逆に他の一般住民から反発を招きかねない。また、社会的弱者は単に支援対象として受身の存在ではなく、紛争終了後の和解や公正な社会を作るガバナンスの構築において主体的な貢献ができることもある。特定集団を対象とする協力のみならず、教育、保健・医療、基礎インフラ整備、ガバナンス、帰還・再定住、経済復興等の支援において、これらのグループが参加し、便益を受けられる枠組みを作ることも重要である (事例については付録2 (カ) (コ) (ス) を参照)。

³² Internally Displaced Persons

難民・国内避難民³³の帰還・再定住促進/難民受入地域支援 ※イメージ図について付録 1、事例については付録 2（オ）を参照

<UNHCR 等による緊急人道支援と JICA との主な連携パターン>

主に以下の 4 つのパターンが想定されるが、平和構築および紛争回避という観点から、JICA の支援対象としてプライオリティが特に高いのは難民ないしは国内避難民の帰還・再定住促進支援である。

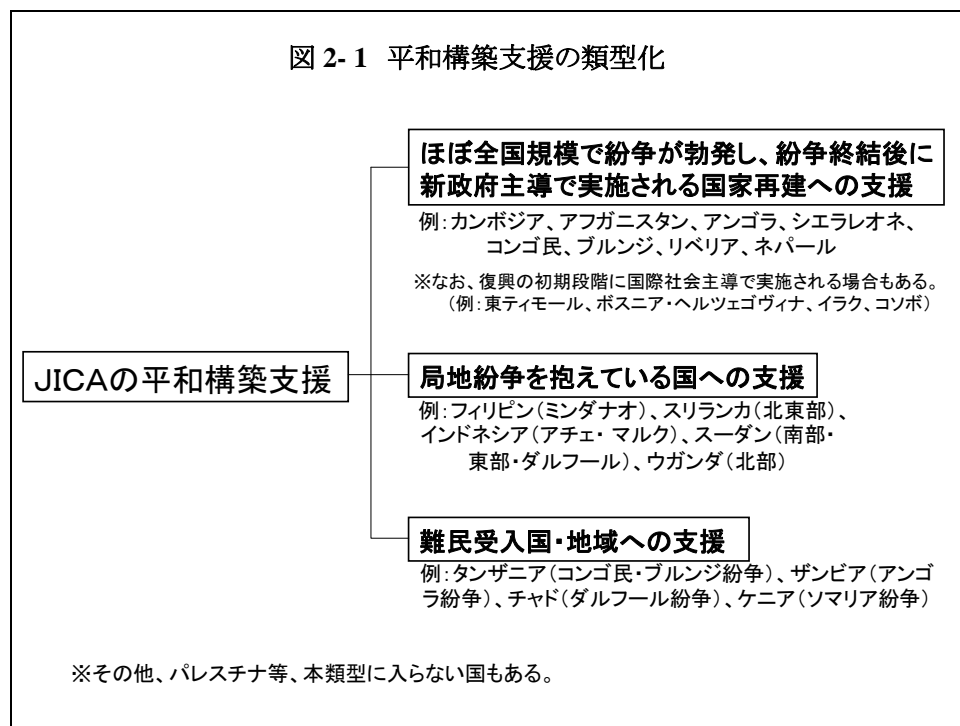
- 難民・国内避難民 (IDPs) の帰還・再定住促進 (Repatriation and Reintegration) 支援： 難民・国内避難民の帰還が円滑に進むよう、緊急人道支援で帰還を支援し、難民・国内避難民が帰還した後定着できるよう、開発援助で帰還民の定着のための支援を行う。支援内容として、帰還先地域における水道・電気・道路などの生活基礎インフラの整備、行政能力強化、保健・教育、生計向上等があげられる。
- 難民受入れ地域の開発： 大量の難民流入による受入れ国への負担を軽減するために、緊急人道支援で難民に対する支援を実施する一方で、開発援助により難民受入れ地域に対して支援を行う。
- 国内避難民支援： 紛争が長期化する国において、緊急人道支援で国内避難民の生活ニーズを充足する一方で、開発援助により、当該国の国内避難民問題への対応能力を強化するための支援を行う。また、国内避難民問題が長期化している状況においては、国内避難民の帰還や定住を主目的としていない場合でも、コミュニティ開発等の支援において、受益者に国内避難民を含めることも考えられる。
- 難民の現地定住支援： 長期化する難民問題対策の一環として、現地定住を推進している国においては、人道支援と開発援助により、当該国政府が行う難民の現地定住計画（職業訓練や農業開発等）を支援する。

³³ 難民問題の恒久的解決は大別して、①本国への自主的帰還、②第三国定住、③受入国への現地定住があるが、難民の現地定住を認めない国が多いため、現地定住の事例は限られている。国内避難民問題の解決については、①出身地への帰還、②新たな地域への再定住がある。難民問題については、難民に対する国際的保護と恒久的解決をマニフェストとする UNHCR が存在する。一方で、国内避難民については、UNHCR や UNOCHA、IOM 等が支援することもあるものの、①基本的に国内マターとなってしまうため（特に政府が紛争のアクターである場合）、場合によっては内政干渉ととられてしまう可能性がある、②認定作業も困難、③前述の①にも関連し、特に紛争中の場合、基礎的な社会サービスへのアクセスが限られている可能性もある。

2-2-4 平和構築支援の類型別特徴

JICAの平和構築支援は、大別すると以下の3つのタイプがあげられ、分類によって、事業を開始する際の現地の状況や体制が異なる。なお、下記分類以外に、パレスチナのようないかなるケースや、エチオピアとエリトリアのように国家間の紛争もある。また、紛争が顕在化する前に平和構築支援を行うケースもあり得る。類型別の特徴について以下に記載する。

- ほぼ全国規模で紛争が勃発し、紛争終結後に新政府主導で実施される平和構築への支援：
紛争の形態として、独立型国内紛争、国家権力を巡る内紛などがあげられる。国によっては、復興の初期段階において国際社会が政治・治安・経済の側面を主導することもある。
- 局地紛争を抱えている国への支援：
紛争の形態として、国内の少数派（民族・宗教・思想等）による中央政府に対する抵抗運動があげられる。その他、域内の政治・経済的権力/利益をめぐる闘争もある。
- 難民受入国・地域への支援：
周辺国における紛争の勃発により、難民を受け入れている国および地域。



① ほぼ全国規模で紛争が勃発し、新政府主導で実施される国家再建への支援

新しい国づくりが進められている国の場合、復興初期段階では、中央・地方レベルを含めて政府の制度・組織・人的面のキャパシティが著しく低いことが多い。このため、案件形成から案件実施体制の確立に際しては、通常の国以上に JICA 側で各種調整を行う必要性

が高い。

また、全国規模で紛争が勃発した場合、JICA 事務所がない、もしくは長期間閉鎖されているために、新たに事業実施体制及び安全管理体制を構築する必要性があることが多い。

② 局地紛争を抱える国への支援

局地紛争への対応の場合、既に確立している対象国政府との外交関係をベースとして支援を開始することが可能である。また、紛争が展開していない首都を拠点として、国内で実施中の案件を活用しつつ、迅速且つ効率的な支援を開始することができる。

一方で、和平合意もしくは政治的解決が成立していない国の場合、相手国政府は紛争当事者であることもあり、中央政府からの要請内容は政治・社会的偏重がある可能性が通常の紛争影響国に比べても高い。

紛争終結後、紛争影響地において新たに地方自治組織が樹立される場合、地方と中央、もしくは各省庁間の所管事務が不明確なことが多く、要請手続きから始まり、事業実施体制の確立等において、相当の調整が必要とされることが多い。

③ 難民受入国・地域への支援

難民受入地域は国境に近い地域に位置することが多く、紛争地域ではないものの、隣国の政情不安が難民受入地域の治安状況にも影響を及ぼしていることが多い（非合法的な武器取引、紛争中の隣国の反政府勢力の越境、場合によっては隣国に拠点をもつなど）。

また、難民や国内避難民を受け入れる地域では、難民の受け入れにより、もともと限られている資源（水、燃料用の薪、家畜放牧用の草地等）がさらに枯渇し、貧困がより一層悪化する状況が見受けられる。難民のみに支援が届けられることによって、難民受け入れ地域の住民に不公平感が蔓延していたり、難民と地元住民の間に緊張が高まっていることも多い。

その他の特徴として、難民は帰還する可能性があることから、対象地域の人口は流動的であることがあげられる。

2-2-5 JICA事業の実施に際して留意すべき点

ODA中期政策では、平和構築のアプローチ及び具体的取組として、中長期的な開発支援、一貫性のある支援、迅速かつ効果的な支援、政府に対する支援と地域社会に対する支援の組み合わせ、周辺国を視野に入れた支援等があげられているが、開発援助機関として平和構築支援に取り組むJICAとしては、新JICAのヴィジョン³⁴も踏まえつつ、特に次に留意することが必要である。

³⁴ 2008年10月に公表された新JICAのヴィジョンとして、「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」（Inclusive and Dynamic Development）、このための使命として①グローバル化に伴う課題への対応、②公正な成長と貧困削減、③ガバナンスの改善、④人間の安全保障の実現、さらに戦略として、①包括的な支援、②連続的な支援、③開発パートナーシップ、④研究機関と対外発信の強化、をあげている。

- | |
|----------------------------|
| ① 協力の迅速性および柔軟性の確保 |
| ② 政府に対する支援とコミュニティ・人々に対する支援 |
| ③ 関係者の社会的・政治的属性への配慮 |
| ④ 周辺諸国を視野に入れた支援 |
| ⑤ 包括的なアプローチ |
| ⑥ 安全管理・危機管理 |
| ⑦ 実施体制の整備 |

① 協力の迅速性および柔軟性の確保

緊急支援から復興・開発支援へ継ぎ目なく移行するためには、①日常的な情報収集・分析、②安全管理を含む必要な体制強化および、手続きの簡素化を通じて、迅速且つ戦略的な支援を実施することが重要である。そのための手段として、他の援助機関との協調や現地の人材の活用が有効である。特に、緊急且つ膨大で変動していくニーズを限られた情報のもとに充足させることが求められる復興支援は、一つの機関だけで担えるものではなく、国際機関及び他ドナーとの密接な情報交換が必要である。また、案件形成・実施にあたっては、情勢及びニーズの変化に伴い、PDM 作成や契約関係等において通常の案件に比べてより柔軟な対応が必要である。

紛争終結国・地域においては、住民が正常な生活に戻り、平和の恩恵を実感できるよう、「平和の配当 (peace dividend)」³⁵の実現をはかることが、新たな政府に対する市民の信頼と支持を拡大し、情勢の安定に貢献するためにも重要である。紛争終結直後の住民の基礎的なニーズを満たすための支援から、紛争によるダメージの復旧・復興、そして中長期的な開発までの一連のプロセスへつなげることが重要である。また、事業を効果的かつ効率的に実施するためには、協力開始後の早い段階で事業活動全体を鳥瞰する復興協力計画を策定し、関係者が共通の認識を持って事業を進めることが重要である。

支援を迅速に実施するために、JICA は 2005 年 7 月にファスト・トラック制度を導入し、特に緊要度の高い案件に対し、通常の実施手続きよりも迅速な業務実施方法を適用する他、迅速性を高めるための体制整備に努めている。

なお、人道緊急支援ではコミュニティの吸収力やキャパシティを超えて援助が実施されることが多く、人道支援から復興支援に移行する際に、相手側の受入れ能力に困難が伴う可能性が高いことにも留意する。

② 政府に対する支援とコミュニティ・人々に対する支援

当該国政府に平和構築を実施する能力を持たせることを目標として支援を実施することが重要である一方、紛争終結後の状況においては、行政機構の能力が脆弱である場合が多い。公共サービスの提供等といった基本的機能を果たさないと、政府としての正当性を獲得できないことも多い。従って、長期にわたる安定的な発展のために、中央・地方政府の

³⁵ 紛争終結による開発や投資が促進されることで、紛争当事者あるいは紛争の影響下にある住民等が、開発の成果を目に見える形で実感できるようになること。

機能回復のための人材育成や制度整備を支援するとともに、紛争直後に人々が直面する課題を緩和するために、地域社会・コミュニティや人々自らが力をつけ自立するための支援を行う。政府が脆弱な場合には、政府を通さずにNGO等を通じて行う支援は、当該国政府の一層の弱体化につながりかねない点に充分留意する。

なお、紛争影響国・地域においては、先方政府関係機関からの人材の流出が多く見受けられることから、持続可能性を確保する上で困難な場合がある。

③ 関係者の社会的・政治的属性への配慮

紛争影響国・地域では関係者の利害関係が複雑化していることから、相手国の関係機関や対象地域の関係者等の政治・社会的属性等を確認する。

和平合意が成立していない場合、もしくは紛争終結後の体制によっては、相手国政府の立場や方針、要請内容は政治的・社会的偏重がある可能性があることから、こうした背景を十分に踏まえた上で案件形勢・実施するとともに、中立であるという立場を示すよう工夫することも重要である。

また、現地の状況や紛争の要因によっては、一部地域や一部の住民グループに特化した協力は逆に紛争を再発させる可能性があることに留意する。一方で、国・地域によっては、これまで開発から阻害されてきた住民グループや紛争再発の可能性が高い支援等への重点的支援も必要である。

その他、紛争被災地、避難民、帰還民、元戦闘員、その他紛争被災者等の特有のニーズにも考慮する。国内避難民、帰還民については、支援対象者の流動性にも配慮する。

④ 周辺国を視野に入れた支援

紛争国の周辺国の中には、紛争国の特定勢力を支援したり、紛争当事者間の対立関係に周辺諸国の力関係が反映される場合がある。また、周辺諸国の政治・社会・経済的動向が紛争経験国の平和と安定に影響を及ぼす場合もある。したがって、情勢分析においては、周辺諸国との関係性を視野に入れて実施する。

また、国境を越えた人の移動（難民の流出や帰還）や小型武器・麻薬等の非合法的取引、反政府勢力等の移動等があることから、案件形成および実施にあたっては、地域の安定や地域の発展といった視点が必要である。

⑤ 包括的アプローチ

紛争経験国・地域における膨大なニーズに効果的且つ戦略的に対応するためには、各種スキームを組み合わせた上で、また分野間の連携を図りつつ事業を展開していく必要がある。例えば、開発調査型技術協力で復興計画を策定し、資金協力（ノンプロ無償・一般無償・平和構築支援無償を含む無償資金協力、有償資金協力）による計画の実現を図ったり、技術協力で関係機関の制度整備および能力強化支援を行った上で、資金協力による施設建設につなげるなど、スキーム間の連携を図ることは有効である。なお、資金協力を通じた協力の拡充を図る際は、特に、国内の対立関係に配慮し、一部勢力に偏った支援を避ける

など、紛争予防配慮の視点を盛り込む。同様に他ドナー・機関の事業および資金との連携にも留意する。紛争終了後も間もない国においては、その脆弱性から、わが国の直接的な資金協力が望めない場合も多いので、わが国政府が国連機関を通じて実施している支援（例えば、人間の安全保障基金や緊急無償など）との連携を図ることも考えられる。

資金協力との連携—アフガニスタンの場合

「地方開発支援プロジェクト：IRDP」

JICA は、アフガニスタンのカンダハル、バルフ、バーミヤンの各州において、対象コミュニティ（7郡）の住民の生計向上、貧困削減を図るため、住民参加型の開発計画・実施を促進していた。より効果的な地域開発計画作りのため、従来のコミュニティをいくつか束ねた「クラスタリング」方式を導入し、小さなコミュニティだけに留まらない地域全体をより大きく俯瞰した地域開発作りに貢献した。この成功を他地域にも導入することを目指し、世銀の日本社会開発基金（JSDF）を活用すべく、大使館、財務省、世銀本部及びアフガン事務所と協議を進め、2008年6月にプロポーザルが正式に承認された（承認額は約10億円）。JSDFを活用したプロジェクトでは、IRDPでの教訓を活用し、バルフ、バーミヤン、ナンガルハル州において、クラスタリングの推進により、コミュニティの能力向上及び参加型開発の促進を行うことを目標としている。

資金協力との連携—スーダンの場合

「基礎的技能・職業訓練強化プロジェクト：SAVOT」

南部スーダンでは、2005年の和平合意成立を受けて、2006年以降、ジュバ市を中心に、技能・職業訓練プロバイダーの能力強化を目的とした技術協力プロジェクトを開始。紛争中は休止状態であった、ジュバ職業訓練校（MTC）の訓練再開および基礎的な訓練運営能力の向上を目指した支援を実施。協力開始後、3年経った時点で、施設の拡充のためにマルチドナートラストファンド（MDTF）の受託事業を申請し（資金拠出：南部スーダン政府とドナー共同、資金運営：世銀 なお、わが国は同ファンドに資金拠出は行っていない）、南部スーダン政府の合意を経て、2008年12月に承認された。同ファンドを利用して、訓練ワークショップの拡充、訓練生用の宿舍の修復、訓練用の工具供与等を実施中。

これと同じタイミングで、より中長期的な視点から、訓練管理・研修棟の拡充やその他機材供与のために、平和構築支援無償の案件形成を実施し、正式に承認された（2009年6月にE/N署名、11.25億円）。

⑥ 安全管理・危機管理

治安が刻々と変化する状況下、もしくは変化する可能性がある状況では、治安上のリスク要因を的確に分析・把握し、起こりうる脅威を回避もしくは軽減するための対策を講じておく必要がある。また万が一、治安が急激に悪化した場合の対処方法を事前に想定しておくとともに、最新の治安状況と事業の優先度を総合的に分析・判断し、行動計画、事業計画を策定・修正する必要がある。これを的確かつ迅速に行う必要がある。最新の情報収集にあたっては、国連機関との協力を得て行うことも有効である。

事業開始（エントリー）にあたり、ニーズアセスメント調査と並行して、安全確認調査を実施し、必要に応じ、安全管理を専門とする人員を現地に配置する。

JICA は、現場での安全対策や危機管理を向上させるための研修を導入し、危機対応・管理能力の強化を個人レベル、組織レベルで実施してきており、こうした研修を強化していくことも必要である。また、危機管理コンサルタントおよび、緊急時の退避用フライトの手

配の契約を締結している。

その他に、治安に対するリスクが高く、特殊な環境下にある業務に関与しているコンサルタントに関して、安全対策関連費（警備員備上、通信機材の購入、戦争保険を含む各種保険契約など）を直接経費で対応するといった新たな措置も採用している³⁶。

⑦ 実施体制の整備

迅速且つ効率的な案件形成および事業実施管理を行うためには、本部・事務所・プロジェクト関係者の緊密な連携が不可欠である。さらに、現地活動拠点（在外事務所、プロジェクト・オフィス等）の立上げを迅速に行うために、初動時に集中的にロジスティックスの経験・専門性を有する人材を投入する必要がある。拠点整備に際しては、必要に応じて国連機関等との連携も視野に入れる。JICA 関係者の立ち入りや長期駐在が容易でない状況においては、ローカルリソースの活用も考慮する。

なお、実施体制整備に関わるコストに加えて、平和構築支援対象国では、いわゆる復興景気による物価や給与の急上昇が見られる場合が多いことや、防弾車や警備員の配置等、安全対策のための費用もかかる。併せて、行政が充分機能していないことから、資機材輸送の税関手続きに関する問題が発生したり、C/P 側の責務が計画どおり遂行されないことも多く、事業全体および工期の遅延等が発生することが多い。このため、通常の事業に比べて、より多額の事業実施および管理費を必要とする点にも留意する。

2-3 今後の課題

2-3-1 人材の確保・活用

平和構築支援を担う人材の養成と確保を引き続き行う。また、国際・現地 NGO、国際機関との連携や、現地人材を活用することで、困難な環境下で即戦力となる人材を現場で確保することを推進する。特に、以下の表にあるいずれかの専門性に加えて、紛争予防の視点を組み入れた支援ができる人材が不可欠である。流動性の高い情勢において事業を実施する際は、高いコミュニケーション能力も必要とされる。さらにプロジェクトチームとして活動する場合には、チーム全体で紛争予防の視点をもつことも重要である。

³⁶ http://www.jica.go.jp/announce/general_info/info20090306_01.html

表 2-5 平和構築支援に必要とされる人材

特に重要とされる専門性	
国・地域の専門性	対象となる国・地域の政治・経済・社会状況の把握 地域情報収集（土地勘・現地で使用されている言語）
支援計画策定・実施管理	PNA 手法を活用した協力計画策定、JICA 事業にかかる専門知識
事業実施	個別分野の専門性
ロジスティックス	マネジメント（実施体制整備）、簡易事務所設立準備・運営管理、通信・IT 環境整備、調達、経理
安全管理	情報収集・分析、活動地域の範囲の見極め、現地活動拠点の安全対策措置、危機管理、治安対策

2-3-2 評価のあり方に関する検討

不確定要素の多い紛争影響国・地域で実施する案件の評価にあたっては、通常の開発援助案件の評価の枠組みだけでは捉えきれない側面があり、また平和構築の観点からは必ずしも十分とは言えない。通常の開発援助案件に用いる PDM を適用すると、評価結果が低くなる傾向がある。例えば、案件開始当初、停戦合意が守られ和平プロセスが進展することを前提条件として案件のスコアを設定したとしても、必ずしもこの想定どおりに進まないケースも少なくない。

このような状況のもと、案件のスケールダウンおよびスコープの変更を余儀なくされることもあり、当初の成果は達成できないような状況において、その間のプロセスをいかに評価していくか、といった問題意識が現場関係者から寄せられている。一方で、プロジェクト目標以外に、政治プロセスや紛争・不安定要因との関係で、平和構築の観点から支援開始時期、協力内容、支援対象地域および裨益者の選定、実施体制の妥当性やインパクト等を評価することも重要である。例えば、プロジェクトの活動を通じて、対立していた住民の団結力及び関係改善へのプラスの効果につながった例もある。また、いかに情勢の変化に対応したか等のプロセスも評価対象に含めることも考えられる。

平和構築案件の評価をめぐるのは、OECD/DACの「紛争、平和と開発協力ネットワーク（CPDC: DAC Network on Conflict Prevention and Peace Building）³⁷」においても評価のあり方につき議論が継続されている³⁸。しかしながら、実際の成果も論理的に説明出来るだけの研究・実績が積み上がっていない段階にあることから、平和構築案件の評価指標および評価項目を含めてどのように評価するかが国際的にも今後の課題とされている。

以上

³⁷ なお、CPDC は 2008 年 12 月の会合以降、それまで紛争と国家の脆弱性を別々の枠組みで議論していた流れを統一し、新たに「紛争と脆弱国際ネットワーク（INCAF: International Network on Conflict and Fragility）」にて DAC における紛争や脆弱性に関する議論が行われることとなった。

³⁸ なお、現時点で行われている議論としては、平和構築支援案件を評価する新たな指標として、「coherence」、「linkages」、「coverage」、「consistency with values」などが現時点では挙げられている。

平和構築課題別指針作成タスクメンバー一覧

◇タスクフォースメンバー

黒澤 啓	公共政策部 ジェンダー・平和構築グループ長（タスクフォース長）
七海 明子	総務部 法務課
落合 直之	東南アジア第一大洋州部 東南アジア第三課 企画役
齋藤 克義	東南アジア第二部 東南アジア第七課
工藤 正樹	東・中央アジア部 中央アジア・コーカサス課
河崎 充良	南アジア部 次長
宮原 千絵	公共政策部 行政機能課長
久下 勝也	アフリカ部 東部アフリカ第一課
興津 圭一	総務部 総務課
米崎 英朗	元アフリカ部 中西部アフリカ第2課長（～2009年9月まで）
松永 秀樹	中東・欧州部 中東第二課長
中村 明	資金協力支援部 審議役
工藤 美佳子	青年海外協力隊 計画課
山田 章彦	中南米部 南米第一課長

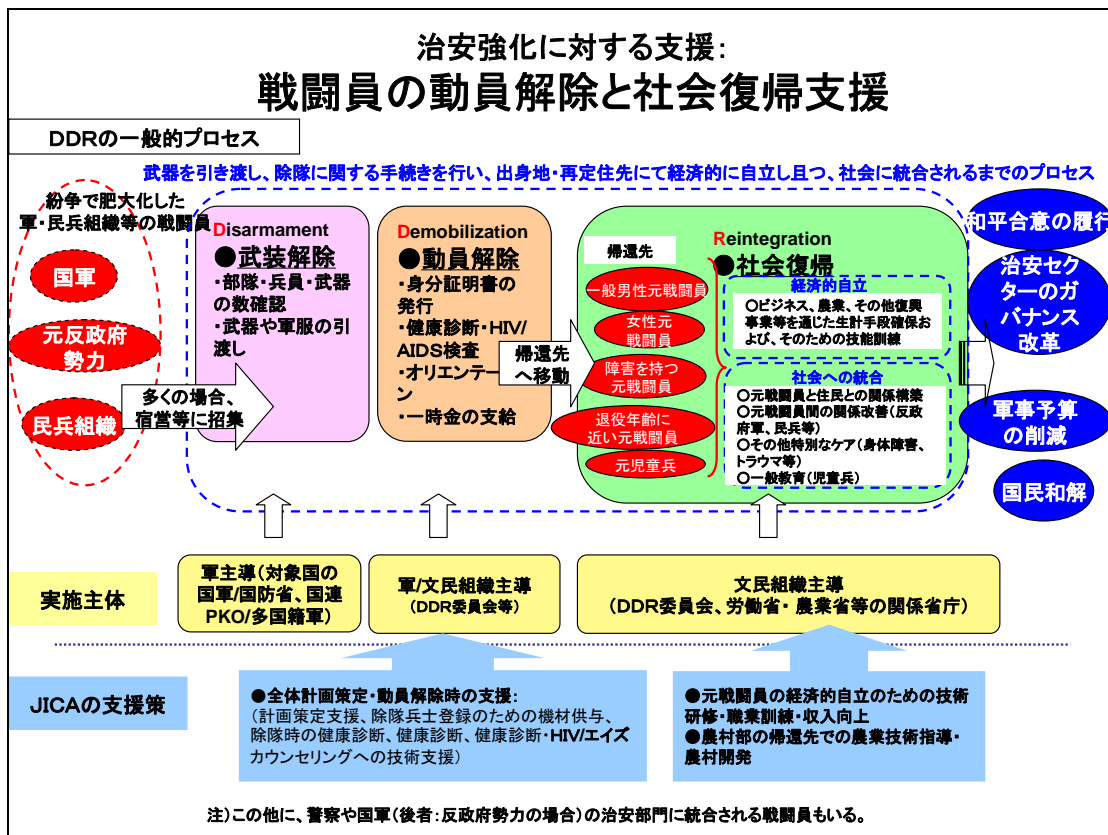
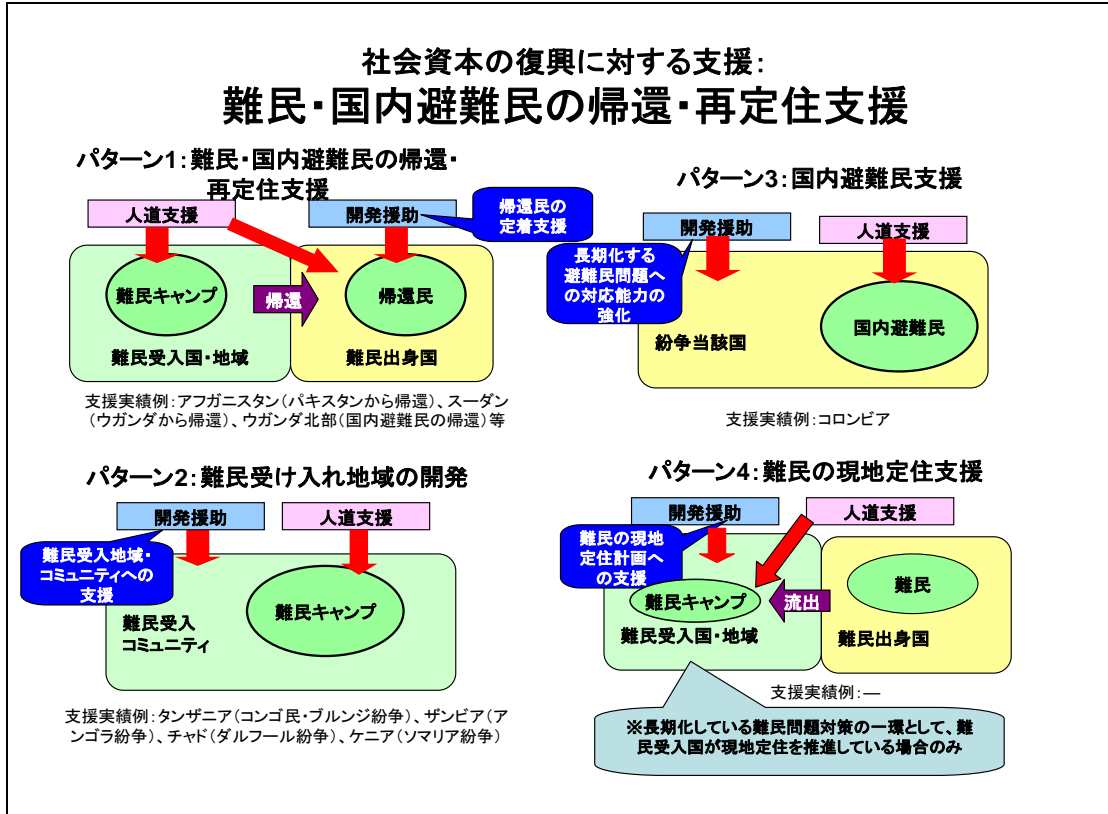
◇課題アドバイザー

石川 幸子	東南アジア第一・大洋州部 国際協力専門員
橋本 敬市	中東・欧州部 国際協力専門員
小向 絵理	公共政策部 国際協力専門員
織田 靖子	企画部／公共政策部 援助協調シニア・アドバイザー
米川 正子	アフリカ部 客員研究員

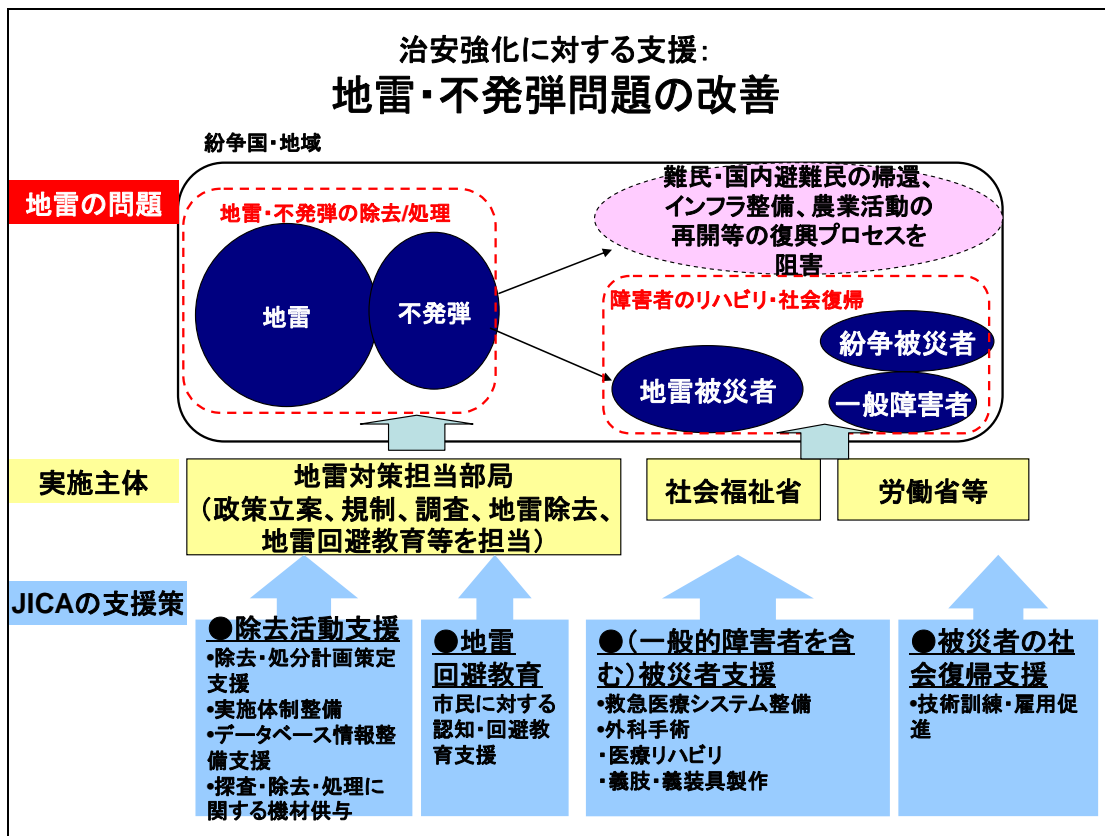
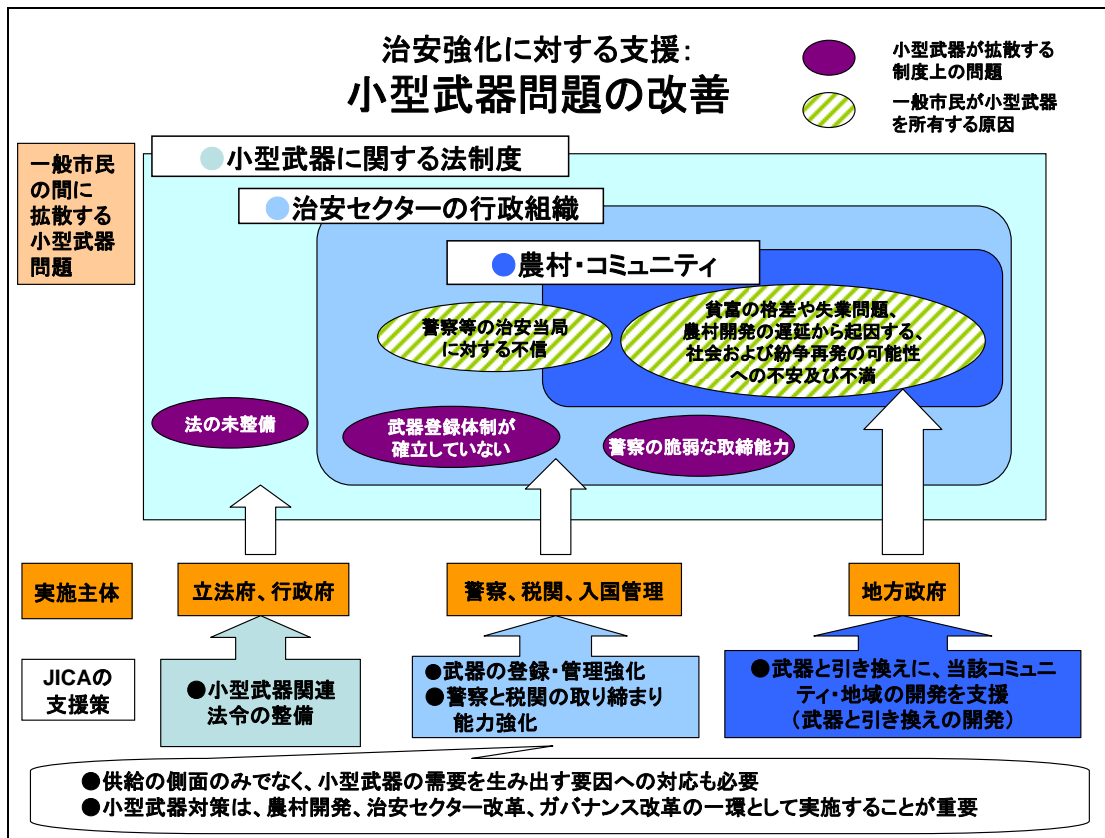
◇事務局

和田 康彦	公共政策部 ジェンダー・平和構築グループ平和構築・貧困削減課長
川本 寛之	公共政策部 ジェンダー・平和構築グループ平和構築・貧困削減課
松井 一訓	公共政策部 ジェンダー・平和構築グループ平和構築・貧困削減課
平林 淳利	公共政策部 ジェンダー・平和構築グループ平和構築・貧困削減課
土肥 優子	公共政策部 ジェンダー・平和構築グループ平和構築・貧困削減課
長島 悠	公共政策部 ジェンダー・平和構築グループ平和構築・貧困削減課

付録



付録1：支援策のイメージ図



付録2 主な協力事例

(1) 社会資本の復興に対する支援

①生活インフラの整備

アフガニスタン	カブール市緊急復興支援調査（教育、保健・医療、放送）	2002～2003	開発調査
イラク	クルド地域上水道整備事業	2008～	円借款プロジェクト
コンゴ民主共和国	バ・コンゴ州カタラクト県コミュニティ再生支援調査	2007～2009	緊急開発調査
スーダン	ジュバ市内・近郊地域緊急生活基盤整備計画	2005～2006	緊急開発調査
スリランカ	コミュニティ・アプローチによるマナー県復旧・復興計画(MANRECAP)	2004～2007	技術協力プロジェクト
	東部州経済インフラ復興事業	2006～	円借款プロジェクト
パレスチナ	ジェリコ地域開発	2005～2007	開発調査
フィリピン	ムスリム・ミンダナオ自治地域平和・開発社会基金事業	2003～	円借款プロジェクト

②運輸交通・電力・通信網整備

ウガンダ	アムル県総合開発計画調査	2009～2011	開発調査
スーダン	ジュバ市交通網整備計画	2008～2009	開発調査
スリランカ	ワウニア・キリノッチ送電線修復事業	2005～	円借款プロジェクト
ブルンジ	ブジュンブラ市交通改善計画	2007	開発調査

③保健医療サービスの提供

スーダン	南部スーダン戦略的人材育成プロジェクト	2009～2012	技術協力プロジェクト
パレスチナ	母子保健/リプロダクティブヘルス向上プロジェクト	2006～	技術協力プロジェクト
フィリピン	ARMM地域保健サービス改善プロジェクト	2004～2008	技術協力プロジェクト

④教育サービスの提供

アフガニスタン	ノンフォーマル教育強化プロジェクト	2006～	技術協力プロジェクト
インドネシア	復興期の地域に開かれた学校づくり(マルク)プロジェクト	2008～2011	技術協力プロジェクト
シエラレオネ	カンビア県 子供・青年支援調査	2005～2008	開発調査
ボスニア・ヘルツェゴビナ	平和のための教育ネットワーク事業	2004～2006	国別研修
	I T教育近代化プロジェクト	2008～2010	技術協力プロジェクト

⑤食料の安定供給

ボスニア・ヘルツェゴビナ	スレブレニツァ地域における信頼醸成のための農業・農村開発プロジェクト	2008～2011	技術協力プロジェクト
ルワンダ	東部県ブゲサラ地域持続的農業・農村開発計画調査	2006～2009	開発調査

(2) 経済活動の復興に対する支援

①経済環境整備

イラク	灌漑セクターローン	2008～	円借款プロジェクト
	原油輸出施設復旧事業	2008～	円借款プロジェクト
パレスチナ	ヨルダン渓谷農産加工・物流整備計画 F/S	2007～2009	開発調査
フィリピン	マリトボグーマリダガオ灌漑事業	2000～2006	有償資金協力

フィリピン	ミンダナオ持続的入植地開発事業	2001～	円借款プロジェクト
	中部ミンダナオ道路整備事業	2003～	円借款プロジェクト
	ミンダナオ紛争影響地域社会経済復興開発緊急開発調査	2006～2009	開発調査

②雇用機会拡大・生計向上

スーダン	ジュバ近郊の平和の定着に向けた生計向上支援プロジェクト	2009～2012	技術協力プロジェクト
	基礎的技能・職業訓練強化プロジェクト	2006～2009	技術協力プロジェクト
スリランカ	トリンコマリ一県住民参加型農業農村振興開発計画プロジェクト	2005～2009	技術協力プロジェクト
	スリランカ津波被災地域復興事業	2005～	円借款プロジェクト

(3) 国家の統治機能の回復に対する支援

①選挙支援

アフガニスタン	メディア支援	2002	緊急支援調査、研修員受入
	緊急ロヤジルガ国民大会放映実施	2002	緊急支援調査
イラク	選挙支援	2004～2005	本邦研修
	テレビ放送技術	2004～2005	本邦研修
コンゴ民	有権者登録セミナー	2005	在外プロジェクト形成調査
	選挙支援プロジェクト	2005	技術協力プロジェクト
ネパール	選挙と民主化セミナー（選挙制度、選挙管理、有権者登録、有権者教育、メディアとの関係等）	2008～2009	国別研修
東ティモール	選挙支援（選挙広報活動及び広報人材育成）	2001	専門家派遣

②メディア支援

※前述のとおりアフガニスタン、東ティモール、イラク、ネパール等選挙支援の一環として実施

ブータン	国営放送支援プロジェクト	2005～2007	技術協力プロジェクト
	国営放送能力強化プロジェクト	2007～2010	技術協力プロジェクト

③法制度支援

アフガニスタン	憲法学アドバイザー	2003	短期専門家派遣（2回）
イラク	憲法制定支援	2005	本邦研修
	法整備支援	2005	第三国研修（ヨルダン）
カンボジア	法制度整備支援（民法起草）	1997～2003	本邦受入研修、小規模開発パートナー、国別特設研修、専門家派遣他
	法整備支援（民法、民事訴訟法）	1997～	専門家派遣
	裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト	2006	技術協力プロジェクト
	弁護士会司法支援プロジェクト	2006	技術協力プロジェクト
	法制度整備支援プロジェクトフェーズ	2006	技術協力プロジェクト
パレスチナ	司法研修	2003～2007	第三国研修（ヨルダン）

④民主的な行政制度の整備

パレスチナ	行財政運営	2003～2006	第三国研修（ヨルダン）
	地方自治行政マネジメント	2004～2007	技術協力プロジェクト

パレスチナ	地方行政制度改善プロジェクト	2005～2008	機材供与、短期専門家派遣、本邦研修
フィリピン	ムスリム・ミンダナオ自治区行政能力向上支援プロジェクト	2006～2008 2008～2011	技術協力プロジェクト
	ミンダナオ・ダバオ地域 地方行政・地域社会強化プロジェクト	2006	技術協力プロジェクト
ネパール	民主化・平和構築セミナー（民主制度、政府の体制、中央と地方の権力分配、地方自治、連邦制、民主社会におけるメディアの役割、財政）	2009～2010	国別研修、セミナー

⑤財政制度整備

カンボジア	中央銀行のシステム構築手法	2001	研修
	財政政策アドバイザー	2003～2005	専門家派遣
	国税局人材育成プロジェクト	2006	技術協力プロジェクト
	税関リスクマネジメントプロジェクト	2006	技術協力プロジェクト
パレスチナ	政府会計検査セミナー	2004～2005	本邦研修

(4) 治安強化に資する支援

①治安セクターの整備

カンボジア	警察制度の改革 「警察行政」「交番制度」「薬物犯罪取締」「犯罪防止」「汚職防止刑事司法」等	1999～2010	専門家派遣、研修、技術協力プロジェクト
コンゴ民主共和国	警察民主化セミナー	2004	在外プロジェクト形成調査

※前述に加えて、前述③であげられている司法制度改革支援等も含まれる。

②戦闘員の動員解除と社会復帰支援

アフガニスタン	除隊兵士の社会復帰のための基礎訓練	2003～2005 2005～2007	専門家派遣（DDR政策・計画、業務調整・基礎訓練計画、道路行政、援助調整、板金、機械加工、指導訓練技法、溶接）
アンゴラ	社会復帰・地域復興支援計画調査	2006～2009	開発調査
エリトリア	除隊兵士の社会復帰のための基礎訓練プロジェクト	2003～2005 2005～2007	専門家派遣（職業訓練計画等） 技術協力プロジェクト
カンボジア	除隊兵士支援計画、除隊兵士支援（モニタリング・評価）	2003～2007	短期・長期専門家派遣
コロンビア	投降兵士家族及び受入コミュニティのための起業・就業支援	2009～2011	技術協力プロジェクト
スーダン	基礎的技能・職業訓練強化プロジェクト（既存事業で、元戦闘員向けの訓練コースを追加）	2006～2009 （うち2009のみ）	技術協力プロジェクト
モザンビーク	除隊兵士再定住地域村落開発計画調査	2000～2002	開発調査
ルワンダ	障害を持つ除隊兵士のための職業リハビリテーション計画策定	2005 2005～2008	短期専門家派遣（障害者職業リハビリテーション計画策定1名） 技術協力プロジェクト

③小型武器問題の改善

カンボディア	武器回収・農村開発事業	2004～2005	草の根パートナー事業
--------	-------------	-----------	------------

④地雷・不発弾対策

カンボジア	対人地雷対策支援「カンボジア地雷対策センター（CMAC）機能強化計画」	1999～2003	短期・長期専門家派遣（情報システム、維持・輸送技術、社会福祉行政）
-------	-------------------------------------	-----------	-----------------------------------

カンボジア		2003～2004 2008～2010	技術協力プロジェクト
	地雷除去活動機材整備計画第1～第4次	1999～2007	無償資金協力
	地雷被災者リハビリテーション	2002	専門家派遣
	カンボジア義肢装具土育成	2006～2007	旧開発パートナー事業
	シアマリアップ病院医療機材整備計画	2000～	無償
	社会福祉行政支援	1999～2000	専門家派遣
コロンビア	地雷被災者を中心とした障害者リハビリテーション体制強化	2008～2012	技術協力プロジェクト
スリランカ	人道的地雷除去センター設立計画策定	2004	NGO技術者派遣
ベトナム	ホーチミン道路計画に係る灌木除去機及び関連機材整備計画	2001	無償
ボスニア・ヘルツェゴビナ	地雷除去活動支援機材整備計画	2000	無償
	地雷被災者支援	2003、 2004～2005	専門家派遣 技術協力プロジェクト
	地域密着型リハビリテーションセンター整備計画	2002、2007	無償 技術協力プロジェクト
	地雷被災者支援	2005～2007	技術協力プロジェクト
ラオス	国立メディカルリハビリテーションにおける車椅子製造支援計画	2000～ 2003、2004 ～2007	技術協力プロジェクト
	車椅子製造支援計画	2004～	草の根技術協力支援
	社会福祉行政支援	2004～2006	専門家派遣

※前述に加えて、上記 (1) ②であげられているスリランカの案件でも地雷除去活動を実施。

和解・共存促進 (※上記 (1) (2) (3) (4) のいずれかに位置づけられるとともに、**和解・共存促進にも配慮している案件**)

インドネシア	コミュニティ再建プロジェクト	2006～2007	CEP
	復興期の地域に開かれた学校づくり (マルク) プロジェクト	2008～2011	技術協力プロジェクト
スリランカ	コミュニティ・アプローチによるマナー県復旧・復興計画	2004～2007	技術協力プロジェクト
ネパール	コミュニティ内の調停能力強化プロジェクト	2010～2013	技術協力プロジェクト
ボスニア・ヘルツェゴビナ	初等学校建設計画	1998～2002	無償
	ITカリキュラム策定支援	2006	専門家支援
	スレブレニツァ地域における信頼醸成のための農業・農村開発プロジェクト	2008～2011	技術協力プロジェクト
	エコツーリズムと持続可能な地域づくりのための開発計画調査	2003～2006	開発調査
ルワンダ	障害を持つ除隊兵士のための職業リハビリテーション計画策定	2005 2005～2008	短期専門家派遣 (障害者職業リハビリテーション計画策定1名) 技術協力プロジェクト

社会的弱者・紛争で影響を受けた人々への配慮 (※上記 (1) (2) (3) (4) のいずれかに位置づけられるとともに、**社会的弱者・紛争で影響を受けた人々・地域住民にも配慮している案件**)

<社会的弱者支援>

コロンビア	地雷被災者を中心とした障害者リハビリテーション体制強化	2008～2012	技術協力プロジェクト
ボスニア・ヘルツェゴビナ	地雷被災者支援	2005～2007	技術協力プロジェクト
ルワンダ	障害を持つ除隊兵士のための職業リハビリテーション計画策定	2005 2005～2008	短期専門家派遣 (障害者職業リハビリテーション計画策定1名) 技術協力プロジェクト

<紛争で影響を受けた人々への支援>

アフガニスタン	カンダハル帰還民社会復帰・ コミュニティ開発支援計画	2004～2006	技術協力プロジェクト
ウガンダ	アムル県総合開発計画調査	2009～2011	開発調査
カンボジア	難民帰還・再定住プロジェクト（三 角協力）	1994～2004	専門家・協力隊派遣
コロンビア	国内避難民等社会的弱者に対する栄 養改善プロジェクト	2006～2009	技術協力プロジェクト
	国内避難民支援のための地方行政能 力開発プロジェクト	2009～2012	技術協力プロジェクト
コンゴ民主共和国	バ・コンゴ州カタラクト県コミュニ ティ再生支援調査	2006	緊急開発調査
ボスニア・ ヘルツェゴビナ	スレブレニツァ地域における帰還 民を含めた住民自立支援	2006	専門家派遣

付録3 他機関による紛争要因分類

(1) 他の機関の紛争分析

多くの機関が紛争分析を行っており、その内容を支援方針の検討の際に用いている。

機関名	紛争分析手法の名称	用途・目的	手法、指標
英国 DFID	Strategic Conflict Assessment	紛争の原因と結果を理解し、特に人道支援と開発援助による対応を改善する。	①紛争分析（紛争の歴史的背景と構造的要因の理解）、②国際社会の対応（国際社会と開発援助その他のアクターの役割、関与のあり方、キャパシティ）の分析、③援助戦略と選択肢の検討。 紛争分析の要素 【紛争の構造（長期的要因）】 治安、政治、経済、社会 【紛争アクター】 利害関係、キャパシティ、平和に対する関心とインセンティブ 【紛争の動向】 長期的動向、武力闘争激化のトリガー、紛争に対応するためのキャパシティ、予想される今後のシナリオ
ドイツ GTZ	Conflict Analysis for Project Planning and Management	GTZのプロジェクトが紛争を助長する可能性および、プロジェクト目標が紛争の解決に長期的または短期的に貢献する可能性について分析する。	①紛争分析（紛争の経緯、ステークホルダー、要因、動向と今後の予測）、②紛争分析に基づくプロジェクト立案（キャパシティ分析、目標分析、戦略、リスク評価、紛争指標の検討）。
米国 USAID	Conflict Assessment Framework (CAF)	紛争と不安定要因を把握し、効果的な支援のあり方を検討する。	①各国に特有の紛争と不安定要因の分析、②既存の開発計画と紛争に関わる要素との相互関連の把握、③開発援助と人道支援の効果的な関与のあり方の検討。 紛争分析の要素 【構造的要因】 社会、宗教、経済、環境、人口動態、移民、都市化、諸要因の相互関係 【紛争リソース】 武力動員のための資金と人的資源へのアクセス 【政治的・制度的キャパシティ】 民主主義と独裁、体制移行、国家破綻、政府のキャパシティ、リーダーシップ 【地域・国際関係】 グローバリゼーション、近隣諸国の影響

世界銀行	Conflict Analysis Framework (CAF)	紛争要因および貧困との関連を分析し、紛争国に対する世界銀行の援助方針を決定する。	<p>①当該国にとってリスク分析が必要であるか否かを判断するためのスクリーニング、②紛争に影響を与える、または紛争によって生じる6分野のリスク要素とその動態を分析し、さらに貧困との関連性を分析。</p> <p>リスク分析指標</p> <p>【社会・民族関係】 地域間・民族間の格差、対立など</p> <p>【ガバナンス】 制度の安定性、法の支配、社会的包括性など</p> <p>【人権と治安】 言論の自由、軍備など</p> <p>【経済】 経済成長、格差、貧困など</p> <p>【環境と天然資源】</p> <p>【外的要因】 地域紛争など</p>
国連開発計画 (UNDP) Bureau for Crisis Prevention and Recovery (BCPR)	Conflict-related Development Analysis (CDA)	紛争と開発の関連性を理解し、開発援助が“Do no harm”であり、かつ紛争解決に対するインパクトを最大化する。	<p>①紛争分析、②開発援助の現状分析、③①と②に基づく今後の援助のあり方の検討。</p> <p>紛争分析の要素</p> <p>【背景】 治安、経済、社会、政治、環境、地勢</p> <p>【紛争要因】 国際／地域／国内／地方の各レベルでの治安、経済、社会、政治</p> <p>【紛争アクター】 国際／地域／国内／地方の各アクターの利害、キャパシティ、影響力</p> <p>【紛争力学】</p> <p>【紛争のシナリオ】 動向、トリガー、予想される今後のシナリオ</p>
欧州委員会 (EC)、Conflict Prevention Network (CPN)	Check List for Root Causes of Conflict	EU内の紛争に対する危機意識を高め、紛争の予防と解決に貢献するための努力を強化する。	<p>紛争要因・早期警報チェックリスト</p> <p>①国家の正統性、②法の支配、③基本的人権の尊重、④市民社会とメディア、⑤グループ間の関係と紛争解決メカニズム、⑥経済運営、⑦社会的・地域的格差、⑧地政学的事情 (周辺国との関係、地域の安定)</p>

(2) 紛争要因分類

各機関が例示している紛争要因は以下のとおり。

<DAC>

構造要因	引き金要因
富の偏在・貧富の格差 参加機会の不平等 利権の集中 対立の歴史 多民族社会等の社会構成	急激な経済の悪化 国内の結束力の崩壊 内部分配構造の変化 武器の流入 周辺諸国の介入

<英国 (DFID) >

構造・継続要因	
安全保障／治安	<ul style="list-style-type: none"> ・ 限定的、あるいは非統制的な治安維持能力 ・ 治安維持軍あるいは武装グループによる人権侵害 ・ 過剰な軍事費の投入 ・ 非政府武装勢力の存在 ・ 国境管理の甘さ ・ 不安定な地域／国境（例えば、隣国における政変） ・ 紛争による負の遺産 ・ 小型武器の蔓延
政治	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脆弱な、または民意を反映していない政治システム ・ 独立した司法部の欠如 ・ 独立したメディア、市民社会の欠如 ・ 汚職 ・ 弱い政党 ・ 政治や行政における市民参加の不足、ジェンダーの不均衡 ・ 欠陥のある選挙実施体制 ・ 民族差／宗教差の政治的な利用 ・ 紛争管理システムの未発達 ・ 国際社会への参与あるいは協調の姿勢が欠如 ・ 不安定化要因となり得る、国内避難民など離散民の存在
経済	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済の悪化による諸傾向：貧困の蔓延、失業率・インフレ率の悪化、食の安全・社会福祉へのアクセス減少 ・ 地域差／民族差に基づいた経済格差の拡大（ジニ係数の拡大）

	<ul style="list-style-type: none"> 不安定なマクロ経済 既存政権を弱体化させる外資参入パターン、あるいは国際機関による経済政策の導入 分配された資源をめぐる競争の激化 地下経済、あるいは闇市場の活性化 軍事経済の発達
社会	<ul style="list-style-type: none"> 社会的排除 未解決の民族紛争による負の遺産 横断的な市民・社会的組織の不在 言語・民族・宗教をめぐる緊張 紛争解決メカニズムの機能不全、あるいは伝統的権威の正当性が低下

< ドイツ (GTZ) >

構造要因		継続要因	
政治	<ul style="list-style-type: none"> 移行プロセスや急速な社会変化に伴う問題 限定された社会／政治参加 不十分な紛争管理の非公式／公式なチャンネル 限定された組織的能力 	政党システム	既存の政党システムが紛争解決の障害となっている。大統領の交代が激しく、頻繁な選挙キャンペーンが交渉の妨げとなる。最も重要な競争勢力が紛争において同一の立場にいるため、相互に急進的になる。
経済	<ul style="list-style-type: none"> 社会-経済的な不平等 天然資源を巡る争い BHN への不十分な対応 	経済的な利益	軍隊、軍事産業、兵器供給者、違法な商品のトレーダーのような有力なグループはもし紛争が終わったらより悪い立場に置かれるであろう。軍隊や反乱軍はまた貧しい家庭出身の若者や女性の生活を保障している。したがって兵役が好ましいとされる可能性がある。
社会	<ul style="list-style-type: none"> 社会的な分裂と周縁化（疎外） 民族、文化、その他の相違点の政治的な操作/差別 暴力の文化、暴力に対するトラウマ 	紛争の周縁化	紛争が主に特定の地域で行われていたり、特定の社会階層の人々にしか影響を与えていない。その国の中心地にいる人々やエリート層は、日常生活において紛争をほとんど認識せずにいる。したがって、紛争の終結が緊急性をもっていない。
安全保障/治安	<ul style="list-style-type: none"> 統制の効かない軍、警察権力の乱用 武器の存在、特に小型武器 住民に対する不十分な安全（人権侵害、犯罪） 	暴力	暴力はさらなる暴力を生じさせる。復讐や報復は紛争においては重要な動機であり、戦争によるトラウマを抱えた人々が他の人々に対して暴力を行使することもある。

外部要因	・ 国際的な介入の負の結果 国内／国際的な背景の負の結果	和平交渉	平和努力の失敗は、長期にわたって苦勞して築き上げてきた相互の信頼を壊し、紛争を助長する。和平交渉はまた、「力」を誇示するため、ハイレベルな暴力を伴う可能性がある。
		心理的な壁	交渉は、例えば「テロリスト」の政治的認識のような、伝統的ステレオタイプや偏見を克服することを、対立するグループに要求する。
		急進性	住民の中に急進的な立場が広がっている場合、政治指導者が交渉のテーブルで妥協することは難しい。

*引き金要因についての具体的な例示はなし

< 欧州委員会 (EC) >

構造要因	引き金要因	継続要因 ¹
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家による抑圧 ・ 参加の欠如 ・ 脆弱なガバナンス能力 ・ 富の分配 ・ 民族構成 ・ グループ間関係の歴史 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ラディカルな思想 ・ 政治グループ ・ 急激な経済的ショック ・ 中央政府の変化／汚職 ・ 新しい差別 ・ 外部からの介入 ・ 武器の増大 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戦争経済 ・ 小型武器の集中 ・ 職業軍人／貧困化した軍人 ・ 根深い不信感

¹ 「継続要因」については Leonhardt, 1999 による。

付録4 PNAの基本チェック項目(例)

紛争影響国・地域に支援を行う際は、国全体に関わる政治・行政・経済・社会分野の現状分析を行い、紛争の背景、紛争要因、紛争の再発要因を分析し、必要な配慮事項を抽出し、国別事業実施計画など対象国の支援方針に紛争予防配慮を盛り込む必要がある。また、プロジェクトレベルでは、個々のプロジェクトが紛争要因を助長することなく、可能な範囲で積極的に平和構築を促進するようにプロジェクトを計画し、これに基づいて実施・モニタリングを行う必要がある(この一連の考え方及びプロセスを、JICAではPNA(Peacebuilding Needs and Impact Assessment)と呼ぶ)。紛争予防配慮を推進するための主な調査事項例は表1・2のとおり。

いずれの分野で事業を実施する際、表1・2に記載している共通調査事項を参考とする。なお、ガバナンス支援、治安セクター改革/DDR、地雷除去については、国それぞれの紛争・平和の状況によって、紛争予防配慮のために調査すべき事項が大きく異なり一般化が困難であるため、表1に記載している調査事項のみ参考とする。

表1：紛争予防配慮のための分野共通調査事項

	案件形成の段階	調査事項例	調査結果の活用用途
1. 国レベル	国別の計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 紛争の背景・歴史的経緯 ✓ 政治・経済・社会の概況 ✓ 歴史的経緯、和平プロセスの履行・進捗状況、ステークホルダー分析 ✓ 社会的・政治的・経済的不安定要因、安定要因の分析 ✓ 現地の平和構築支援体制 ✓ 和平合意以降の動向 ✓ 今後の見通し、課題 ✓ 地域の概況分析 <ul style="list-style-type: none"> ・ 治安面での傾向・想定されるリスク ・ 想定される紛争のポテンシャル ・ 紛争の影響・被害の度合い ・ 住民の大まかな構成(主要民族・宗教、政治的傾向等) ・ 開発ポテンシャル(開発資源、これまでの開発資源、これまでの当該地域への開発投資・裨益等) ・ 他の援助動向(地域別に見た、各分野の協力の分配) ・ 中央政府と地方政府との関係(良好な関係を保っている地域、そうでない地域など)、知事等の地方政府行政の主要関係者の政治的・社会的属性 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 支援課題の抽出 ➤ 対象候補地域の検討
2. プロジェクトレベル	(1) 支援内容全体の検討	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 対象地域での紛争の現状把握および、社会的・政治的・経済的不安定要因・安定要因などの抽出 ✓ ステークホルダー分析 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平和を促進する支援策・アプローチの抽出 ➤ 紛争の助長を回避する方策の抽出 ➤ 事業実施上のリスク回避

表2：紛争予防配慮のための調査事項
(ガバナンス支援、治安セクター改革/DDR、地雷除去を除く)

*全ての段階において、国・地域レベルの紛争分析から抽出された、安定要因・不安定要因を留意する。

	案件形成の段階	調査事項例	調査結果の活用方途
2. プロジェクトレベル	(1) 支援内容全体の検討	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 紛争前・後の経済社会的概況、紛争の影響 ✓ 人口増減の可能性(難民・IDPの帰還進捗状況、復興に伴う都市化) ✓ 対象コミュニティ内の権力構造と意思決定プロセス(紛争前・後) ✓ 地元住民の雇用促進 *インフラ案件の場合 ✓ 法的・実質的土地所有権、居住権 *インフラ案件の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平和を促進する支援策・アプローチの抽出 ➤ 紛争の助長を回避する方策の抽出 ➤ 事業実施上のリスク回避 ➤ 活動の中で対立していた住民グループ間の協働作業・研修を行えないか検討
	(2) 支援対象地域の選定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 治安上のリスク(地雷・不発・小型武器の付存及び撤去状況、紛争に起因する事件と一般犯罪の両方の傾向、今後の見通し、武装集団の拠点・存在)、退避経路の確保 ✓ 住民のプロファイル(住民構成につき、民族・政治等の面で同一・もしくは異なるグループの混在、住民構成の可能性として国内避難民・帰還民、部族・民族グループ、元兵士など) ✓ 紛争の影響・被害の度合い ✓ コミュニティ内の対立、将来的な紛争ポテンシャル ✓ 開発ポテンシャル(開発資源、これまでの当該地域への開発投資・裨益等) コミュニティと地方行政、コミュニティ・地方政府と中央政府との関係(良好な関係を保っている地域、そうでない地域など) ✓ 関係機関のヘッドのリーダーシップ、コミットメント ✓ プロジェクト主要関係者の政治的・社会的属性(民族、宗教、出身地域など)、中央・地方政府との関係 ✓ 対象地域と周辺地域の関係(当該地域を選定することによる周辺地域のネガティブなレスポンス) ✓ 周辺国への経済社会的インプリケーション(当該地域で事業を実施する際のネガティブな影響) *大型インフラ整備および難民受入国支援型 ✓ 他の援助機関の動向(全体の援助分配に関する分布、全体として見た場合の援助のバランス) 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 当該地域を選定する場合の社会・政治・経済的インプリケーションおよび、妥当性の検証 ➤ 不確定要素への対応策の検討 ➤ 当該地域を選定する正当性の検証 ➤ 紛争助長回避のための配慮事項の抽出、平和を促進するための方策の検討

	案件形成の段階	調査事項例	調査結果の活用方途
	(3) 裨益者・グループの選定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 住民のプロファイル（住民構成に関し、民族・政治等の面で同一・もしくは異なるグループの混在、住民構成の可能性として国内避難民・帰還民、部族・民族グループ、元兵士など） ✓ 紛争による被害者（国内避難民、帰還民等）および社会的弱者への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 当該裨益グループを選定する場合の社会・政治・経済的インプリケーションおよび、妥当性の検証 ➤ 不確定要素への対応策の検討 ➤ 当該裨益グループを選定する正当性の検証 ➤ 活動の中で対立していた住民グループ間の協働作業・研修を行えないか検討
	(4) C/P の選定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 政権及び C/P の正当性 ✓ C/P 機関及びプロジェクト主要関係者の政治的・社会的属性（民族、宗教、出身地域など）、中央・地方政府との関係 ✓ C/P 機関の権限・マンデートの流動性 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ C/P および実施機関の妥当性検証 ➤ 不確定要素への対応策の検討

付録5 主要ドナーの平和構築に対する取り組み

(1) 日本

我が国の平和構築支援のうち、PKO法を通じて行われている取り組みについて、以下に記載する。

PKO は、国連等により世界各地の紛争地域の平和の維持または回復をはかる手段として行われてきているもので、我が国は、これらの国連を中心とした国際社会の平和と安全を求める努力に対し、資金面だけでなく人的な面でも協力してきている。

1992年に国際平和協力法（PKO法）が施行されて以来、我が国は、10のPKOと5つの人道的な国際緊急援助、8の選挙活動に要員を派遣してきている（以下の表を参照）。現在は、ゴラン高原とネパール、スーダンに要員を配置している。このうち、国連東ティモール支援団（UNMISSET）には陸上自衛隊施設部隊の要員522名が派遣され、道路、橋の維持・補修等の後方支援活動を行った。UNMISSETへの派遣は我が国のPKOへの協力としては最大規模のものである。

国連を中心とする活動への我が国の人的協力（国際平和協力法に基づく派遣）

1. 国連平和維持活動（PKO）への参加実績

活動名	活動期間	組織概要	活動人数（×次隊数）
第2次国連アンゴラ監視団 （UNAVEM II）	92. 9.29-30	選挙監視要員	3人
国連カンボジア暫定機構 （UNTAC）	92. 9-93. 9	停戦監視要員	8人 x 2
	92.10-93. 7	文民警察要員	75人
	92. 9-93. 9	施設部隊	600人 x 2
国連モザンビーク活動 （ONUMOZ）	93. 5-95. 1	司令部要員	5人 x 2
	93. 5-95. 1	輸送調整部隊	48人 x 2
国連兵力引き離し監視隊 （UNDOF）	96. 2-現在	司令部要員	2人 x 13
	96. 2-現在	輸送調整部隊	43人 x 26
国連東ティモール・ミッション （UNAMET）	99. 7-9	文民警察要員	3人
国連東ティモール暫定行政機構 （UNTAET）	02. 2- 5	司令部要員	10人
	02. 2- 5	輸送調整部隊	680人
国連東ティモール支援団 （UNMISSET）	02. 5-04. 6	司令部要員	10人(UNTAETから継続) 7人（第2次）
	02. 5-04. 6	輸送調整部隊	680人(UNTAETから継続)

			680人(第2次) 522人(第3次) 405人(第4次)
国連東ティモール統合ミッション (UNMIT)	07.1-08.2	文民警察要員 連絡調整要員	2名 最大3名
国連ネパール支援団 ¹ (UNMIN)	07.3-現在	軍事監視要員 連絡調整要員	6名 最大4名
国際連合スーダン・ミッション (UNMIS)	08.10-現在	司令部要員	2名

2. 人道的な国際救援活動の実績

活動名	活動期間	組織概要	活動人数
ルワンダ難民救援	94. 9-12	難民救援隊	283人
	94. 9-12	空輸隊	118人
東ティモール避難民救援	99. 11-00. 2	空輸隊	113人
アフガニスタン難民救援活動	01. 10	空輸隊	138人
イラク難民救援	03. 3- 4	空輸隊	56人
イラク避難民救援	03. 7- 8	空輸隊	98人

3. 国際的な選挙監視活動の実績

実施国名および実施選挙	選挙実施日	国連平和維持活動等	監視要員総数	我が国要員数
ボスニア・ヘルツェゴビナ国政・地方選挙	98.9. 12-13	OSCEによる選挙活動	約2900人	30人
ボスニア・ヘルツェゴビナ地方議会選挙	00. 4.8	OSCEによる選挙活動	約800人	11人
東ティモール憲法制定議会議員選挙	01. 8.30	国連東ティモール暫定行政機構 (UNTAET)	約1600人	14人
コソボ全域選挙	01. 11.17	欧州行議会による選挙活動	約200人	6人
東ティモール大統領選挙	02. 4.14	国連東ティモール暫定行政機構 (UNTAET)	約2190人	8人
コンゴ民主共和国		国連コンゴ民ミッシ		

¹ なお、UNMINは国連政治ミッションである。

国民議会選挙	06.7.22-8.5	ヨン (MONUC)		8名
大統領選挙	06.10.25-31			5名
東ティモール 大統領選挙	07.3-4.14	国連東ティモール統合 ミッション (UNMIT)		14名
大統領選挙決選投票	07.5.4-5.14			8名
国民議会選挙	07.6.20-7.7			14名
ネパール制憲議会選挙	08.3 月下旬 - 4月中旬	国連ネパール支援団 (UNMIN)		24名

出典：内閣府 国際平和協力本部事務局ホームページ <http://www.pko.go.jp/index.html>

4. 特別措置法

名称 (略称)	活動期間	組織概要	活動人数
テロ対策特別措置法	01.11-07.11	海上自衛隊 航空自衛隊	約 10,900 人 約 2,700 人
イラク特措法	04.1-06.9 04.2-4 03.12-08.12	陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	約 5,600 人 約 330 人 約 2,940 人
海賊対処法	09.6-	海上自衛隊	—

(2) アメリカ

米国は 1994 年、米国国際開発庁 (USAID) の中に、移行イニシアティブ室 (Office of Transition Initiatives: OTI) を創設。OTI の役割は主に危機にある諸国の国民の緊急なニーズへの対応であり、兵士の動員解除、メディアの強化、民主化等の様々な分野の支援に取り組んでいる。さらに、2002 年には、USAID の復興・開発支援や人道援助、移行イニシアティブ支援をより効果的に実施するために、Democracy, Conflict and Humanitarian Assistance 局に、Office of Conflict Management and Mitigation (CMM) を設置。USAID の各種支援の調整を行っている。

2005 年には、USAID 内に軍事業務課 (Office of Military Affairs) が新設された。国家安全保障戦略 (2002 年 9 月) 策定以来、防衛、外交、開発が密接に関連したものとして捉えられ、国防省と USAID の関係は深まってきている。

- OTI Homepage
http://www.usaid.gov/our_work/cross-cutting_programs/transition_initiatives/
- Conflict Management and Mitigation Homepage
http://www.usaid.gov/our_work/cross-cutting_programs/conflict/
- 国家安全保障戦略
<http://www.whitehouse.gov/nsc/nss.pdf>

(3) カナダ

カナダ政府は、1996年10月、カナダ平和構築イニシアティブを提唱。平和構築を国内平和の実現と武力紛争の減少のための努力と定義し、その目標を武力によらず社会対立を管理する社会を構築することとしている。また、平和構築促進のために人間の安全保障の推進を掲げている。平和構築プロセスは紛争後の復興、紛争予防、紛争解決で構成されており、軍事面/人道的側面よりも政治あるいは社会経済面に焦点を当てている。カナダ政府が重要課題としてあげているのは、地域の警察、ジェンダー問題、子供への影響、小型武器、人権の各テーマである。

- CIDA Homepage

<http://www.acdi-cida.gc.ca/cidaweb/acdicida.nsf/En/Home>

(4) イギリス

平和構築分野における援助方針として、DFIDは紛争削減政策を推進している。その目的を、様々なステークホルダーが公平に参加し、あらゆる人権を擁護し、暴力によらずに対立や憎しみを解決しうる政治的、社会的手段を構築することとしている。この政策の構成要素は、社会の全ての部門の人々が便益を受けられるような経済成長、全ての国々に公平な貿易・投資条件の整備、良い統治からなっている。人権、裁判を受ける権利、個人の安全、ジェンダー間の平等は、基本要素である。これらを支援対象とすることにより、社会的不平等や貧困等、紛争の根本的原因に取り組むことができるとしている。

DFIDは紛争と自然災害を含めた人道支援を効果的に行うために、紛争・人道支援課(the Conflict and Humanitarian Affairs Department: CHAD)を設置している。CHADは緊急事態における人道援助プロジェクトに対する資金協力、人道援助業務に携わる地域担当部署への支援と紛争後復興に関する政策策定の役割を担っている。

Whitehall Conflict Prevention Pools という共同基金が'00年に設置された。その目的は開発・外交・軍事政策の融合による、peacekeeping, conflict prevention と conflict management の費用対効果の向上のためである。

- DIFID Homepage

<http://www.dfid.gov.uk/>

(5) スウェーデン

スウェーデン政府は、平和は、貧困削減、民主化、人権保護をすすめるために必要不可欠な基盤であり、また持続的な平和構築のためには開発援助が不可欠であると認識している。世界中で頻発している紛争を見れば、紛争の分析、未然の対処、行動およびそれを可能とする能力の向上が必要であることが再確認される、としている。

スウェーデンの援助実施機関 Sida は、人道支援・紛争管理部において紛争管理戦略策定を行っている。そこでは、紛争管理活動を①対話の促進、②治安の促進、③構造的安定の

促進の 3 つの基本的なカテゴリーに分け、多くの紛争国（あるいは紛争後国）において実際に仲介、DDR 支援等の活動を行っている。

- Sida Homepage
<http://www.sida.se/English/>

(6) デンマーク

デンマーク政府は、武力紛争の防止・解決への貢献について以下の三つの領域に焦点を当てて実施している。

- (ア) 社会の変化とそれに伴う軋轢を対話と交渉により処理する社会的能力を強化する制度 / メカニズムの開発。これは、社会的軋轢を自ら管理する能力及び資源を開発途上国自らが確立することを支援するものである。市民社会の強化はもちろん、広義の民主化が極めて重要な要素である。
- (イ) 武力紛争の根本にある、構造的原因の除去のための長期的開発努力。ここでは、貧困と不平等の解消、並びに環境問題の解決が重要である。
- (ウ) 事前の予防措置にも関わらず発生した武力紛争に対して、有効に対応し、かつ解決するための開発途上国及び国際社会の能力強化。

- DANIDA Homepage
<http://www.danidadevforum.um.dk/en>
- 外交政策 Homepage
<http://www.um.dk/en/menu/ForeignPolicy/>

(7) ノルウェー

長期的な二国間援助は、紛争地域における和解と平和を生ぜしめる有力な手段として捉えられている。この見地から NORAD は、以下の方法で「平和への投資」を行うことを原則としている。

- (ア) 紛争当事者である集団間の対話を促進するための機会提供、仲介を行う。
- (イ) 難民、あるいは国内避難民の帰還、再定住を支援する。
- (ウ) 紛争後の復興を支援する（インフラ補修・建設、動員解除、学校・病院・住居等の建設支援等）。

さらに関連する主要支援事業テーマとして人権擁護及び民主化促進があり、そのガイドラインは平和構築/紛争予防にかかる援助プログラムに対し、必要に応じて援用するものとされている。

- NORAD Homepage
<http://norad.no/en/>

(8) ドイツ

近年増大している危機や紛争に効果的に対応するために、GTZ は Crisis Prevention and Conflict Transformation Programme を立ち上げた。戦略の柱は以下の3分野である。

(ア) 持続可能な開発に基づいた構造的な安定の促進

(イ) 現地における危機予防、紛争転換のスキルを伸ばすための、社会組織や現地あるいは宗教組織に対する支援

(ウ) 技術協力を行う際に、危機予防や紛争転換の側面をシステムティックに配慮すること
それぞれの分野で、メディア支援、安全保障部門改革等の支援メニューが用意されている。

- GTZ Homepage

<http://www.gtz.de/en/index.htm>

- Federal Ministry for Economic Cooperation and Development, Sector strategy for crisis prevention, conflict transformation and peace-building in German development cooperation: Strategy for Peace-building (BMZ Konzepte No.132, June 2005)

<http://www.bmz.de/en/service/infothek/fach/konzepte/konzept132.pdf>

- GTZ Crisis Prevention

<http://www.gtz.de/en/themen/uebergreifende-themen/krisenpraevention/898.htm>

(9) フランス

民主化および人権の擁護はフランスの開発援助の主な目標でもあり、身体的・精神的に障害を受けた人々に対して支援する道徳的義務があるという認識から人道的支援を推進している。これらの概念は外交政策にも積極的に取り入れられている。

- AFD Homepage

<http://www.afd.fr/>

(10) 世界銀行

平和構築担当部門として、1997年に Conflict Prevention and Reconstruction Unit を立ち上げた。紛争後の地域において世界銀行がプログラムを実施する際のアドバイス、他機関との連携等を担当する部門として社会開発部の中に設立された。他に情報収集、個別国の開発モニタリング等も手掛けている。

世銀は、脆弱な政府機構や不安定な経済が紛争を引き起こす一要因であるとし、そのような社会において紛争後復興支援を行う際に必要とされることは、平時においても機能する社会を作り出すための条件を再構築することであるとしている。世銀を含む外国機関の役割は、そのプロセスを実施することではなく、支援することであるとしている。

具体的には、ポストコンフリクト基金を通して、以下のような活動を行っている。

(ア) 紛争後の地域の現状や動向、紛争が開発に及ぼす影響を把握し、早期介入に必要な情

報を提供すること

- (イ) 紛争による損失とニーズを分析することによって、既存の金融機関が対応しかねる状況に対して早期介入を行うこと
- (ウ) 紛争から平和への移行期に必要な制度的枠組みを含む人的資本、社会経済資本の再構築およびその強化をすること
- (エ) 復興プロジェクトのための小規模なパイロットプロジェクトを実施すること
- (オ) 世銀やその他機関の紛争分析や紛争予防活動の改善、及び難民の定着や地雷撤去といった新しい分野に対する復興支援に取り組むこと

最近では、紛争と国家の脆弱性の関連性に焦点をあてており、2007年には同ユニットと脆弱国家担当チームのメンバーから構成される Fragile and Conflict-affected Countries Group を設立している。

- **Conflict Prevention and Reconstruction Homepage**

<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/TOPICS/EXTSOCIALDEVELOPMENT/EXTCPR/0,,menuPK:407746~pagePK:149018~piPK:149093~theSitePK:407740,00.html>

(1 1) UNDP

より効果的で迅速な支援を目指して **Bureau for Crisis Prevention and Recovery (BCPR)** を設置。BCPR は諸機関と連携し、紛争の発生及び災害や紛争のインパクトを軽減するために、民主的な政府や貧困削減を目指す地域において、支援している。

UNDP は、以下のような支援をとおして、諸国家が開発指向政策へ移行するのを支援してきた。

- (ア) 法の支配と良い統治 (グッドガバナンス)
- (イ) 兵士の動員解除
- (ウ) 小型武器の流通削減
- (エ) 地雷撤去作業
- (オ) 戦争の影響を受けた人々に対する代替的生計手段の提供

- **BCPR Homepage**

<http://www.undp.org/cpr/index.shtml>

(1 2) UNHCR

UNHCR は、難民に対する国際的保護と難民問題の恒久的解決を目的とし、紛争のあらゆる面 (予防、開始直後の緊急援助、紛争後の再建) において自ら実施機関として関わっている。現在の援助対象者は、難民、庇護希望者 (asylum seeker)、帰還民の他、国内避難民に支援することも増えている。基本的な事業は以下のとおりである。

- (ア) 世界各地の難民に対する国際的保護の付与
- (イ) 難民問題の恒久的解決

(ウ) 難民保護のための条約締結の促進

難民保護と恒久的解決のために、緊急時の対応だけでなく、受け入れコミュニティでの難民の定住、難民の本国自主帰還、帰還先のコミュニティ再建への支援、第三国再定住も進めている。特に、帰還民のコミュニティに対しては、コミュニティ全体のキャパシティを向上させるような小規模インフラ建設を行うこともある。

さらに、難民・国内避難民の帰還と再定住を促進するために、人道支援と開発援助の連携を強化することにより、難民問題の解決から、貧困削減、グッド・ガバナンスの構築へと、国際社会全体で切れ目のない支援を実施することを提唱している。

なお UNHCR は、難民支援の中でも、女性の権利促進のための諸活動、子供達の保護・生活支援、環境問題に重点をおいている。

- UNHCR (日本語) Homepage
<http://www.unhcr.or.jp/>
- UNHCR ジュネーブ本部 Homepage
<http://www.unhcr.org>

(13) EU

1993年11月のマーストリヒト欧州連合条約の発効以来、EUは紛争予防・解決及び文民危機管理を共通外交安全保障政策(CFSP)／EU安全保障防衛政策(ESDP)の主要項目の一つとして掲げてきた。EUの紛争予防／解決・危機管理政策は、紛争解決・平和維持に向けた軍事行動と紛争予防・文民危機管理(警察部隊、法の支配、行政能力の強化、民間人の保護)活動などに大別される。前者については、主権性の高い分野とされているため、意思決定がEU理事会にのみ与えられ、ESDPの枠組み内で活動が行われる。後者は欧州委員会(EC)が統轄している。

EU紛争予防・危機管理にかかる実施体制は以下の機関によって構成されている。

(ア) 紛争予防・危機管理ユニット(Conflict Prevention and Crisis Management Unit)

2000年のEC管轄下での設置以来、EU紛争予防・文民危機管理非軍事政策を担う。

(イ) 政治・安全保障委員会(Political and Security Committee (PSC))

安全保障・防衛問題について恒常的に協議する組織であり、EU理事会の指揮下に置かれている実施機関。EU緊急対応部隊の活動を監視し、加盟国に報告する責任を負う。

(ウ) 軍事委員会(Military Committee(EUMC))

政治・安全保障委員会の諮問機関

(エ) 幕僚部(Military Staff(EUMS))

軍事委員会を補佐し、戦略を実行する組織

(オ) 緊急対応部隊(European Rapid Reaction Force (ERRF))

2000年12月、ニース欧州理事会によって組織化。加盟国から派遣された6万人の軍

人と 5000 人の警察官よりなる。この軍事統合は NATO に対立するものではなく、NATO を補充するものである。

(カ) 文民危機管理委員会(Civilian Crisis Management Committee (CIVICOM))

EU の紛争予防・文民危機管理能力の向上に向けた活動を担当。EU 理事会常任代表部会の管轄下に置かれているが、PSC の指揮下で活動している。

(キ) 政策ユニット(Policy Unit)

CFSP/ESDP における取り組みのモニタリング・評価、優先分野及び政策課題の分析、早期警戒アセスメント、EU 理事会への勧告を担当。

(ク) シチュエーションセンター(SITCEN)

モニタリング・評価及び早期警戒アセスメント分野で政策ユニットを補佐。また、必要に応じて PSC 及び EUMC の補佐も行っている。

(ケ) 紛争予防アソシエーツ(Conflict Prevention Associates)

EU の紛争予防・危機管理政策の向上を目的に設置されており、平和活動にかかる専門家、NGO、研究センター等を幅広く集めているネットワーク・コンサルタント団体。

- EU Homepage
http://europa.eu/index_en.htm
- Humanitarian Aid Homepage
http://europa.eu/pol/hum/index_en.htm
- Foreign and Security Policy Homepage
http://europa.eu/pol/cfsp/index_en.htm

(14) UNICEF

UNICEF では、その使命である「子どもの権利の保護」を全うするためには、子どもの置かれている環境への配慮を十分に行う必要があると考えている。したがって、国内外における戦争や暴動は、子どもの権利が侵害される最悪の契機の一つとして位置付けられている。UNICEF の平和構築分野に関する基本戦略は、「児童の権利を十全に反映した、平和で安定した社会を建設するための基本戦略」にまとめられている。

- UNICEF Homepage
<http://www.unicef.org/>

(15) 赤十字国際委員会(ICRC)

ICRC は戦争および内戦下において、政治的中立の立場から活動を行う独立した国際的救護団体であり、紛争時の傷病者、捕虜、市民、難民の救護並びに自然災害時の国内外での救護活動、発展途上国の開発協力等を実施している。支援活動には診療行為、被災者のリハビリ、救出活動、さらには物資の援助等が含まれる。

紛争下における緊急支援活動の実施と共に、対象地域における種々の国際的な人道的支援活動の調整役も担っている。同時に紛争予防にも焦点を当て、人道法並びに世界共通の確固とした人道に対する概念の構築、意識の向上に努めている。

ICRC はとりたてて紛争後の活動に特定して対応するユニットを持っていないが、紛争後の社会復興にかかる活動に対しては現地オフィス（代表部）が担当する。

なお、近年、アジアにおいて紛争や国内騒乱が多発していることなどから、ICRC はアジア地域に拠点を増やしており、2009 年 2 月には、国際赤十字委員会駐日事務所が開設された。事務所は東京・港区汐留にある。

- ICRC Homepage

<http://www.icrc.org/eng>

（16）国境なき医師団(MSF)

MSF は、1971 年にフランスで設立された緊急医療援助を目的とした国際的な民間援助団体である。現在では、世界 19 ケ所に支部を持ち、年間 4600 人以上の医師、看護師、助産師らが約 2 万 4 千人の現地スタッフと共に世界約 70 ヶ国で援助活動を行っている。MSF は「苦境にある人々、天災、人災、武力紛争の被災者に対し人種、宗教、信条、政治的な関わりを超えて差別することなく援助を提供する」という理念に基づき、高い独立性を保ちながら支援を実施してきている。全世界に人道的支援を広げたというそのパイオニア的活動に対し、1999 年にはノーベル平和賞が授与された。

MSF は広く多様な環境の中での医療援助を目標としており、その活動は大きく次の 4 分野に分けられる。すなわち、(a) 紛争地／難民・避難民キャンプ、(b) 感染症の流行、(c) 社会・医療からの疎外、(d) 自然災害。したがって、紛争予防・平和構築のための活動に大きく関わってはいるが、そのためだけの特別なガイドラインというものは設定していない。

- 国境なき医師団（日本語）Homepage

<http://www.msf.or.jp/>

- MSF International Homepage

<http://www.msf.org/>

（17）Oxfam

Oxfam は、第 2 次大戦初期に、ギリシアに対して緊急援助を実施するイギリスの民間援助団体として発足した。その後、援助の対象を開発途上国の貧困に苦しむ全ての人々に拡大し、飲料水・衛生施設の供給、食料援助、難民支援、開発援助等多様な活動を続けている。1995 年には、世界各国の 10 の NGO と共通の目標のために協力することを約して Oxfam International を設立した（現在 13 の団体が加盟）。その目標は、貧困から生ずる資源浪費と不公正をなくすために、緊急の人道的援助及び長期の開発援助を実施することである。世

界各地の貧困地域、紛争地域で積極的な活動を行うとともに、インターネットを中心とした宣伝活動、及び米国にある援助機関（国連、世銀、IMF 等）への働きかけにも力を注いでいる。

2003年2月には、オックスファム・ジャパンが設立され、アジア地域では香港に次いで2番目に開設された拠点として現在活動を行っている。

- オックスファム・ジャパン（日本語）Homepage
<http://oxfam.jp/>
- Oxfam International Homepage
<http://www.oxfam.org/en/>

付録6 地域別の平和構築の現状

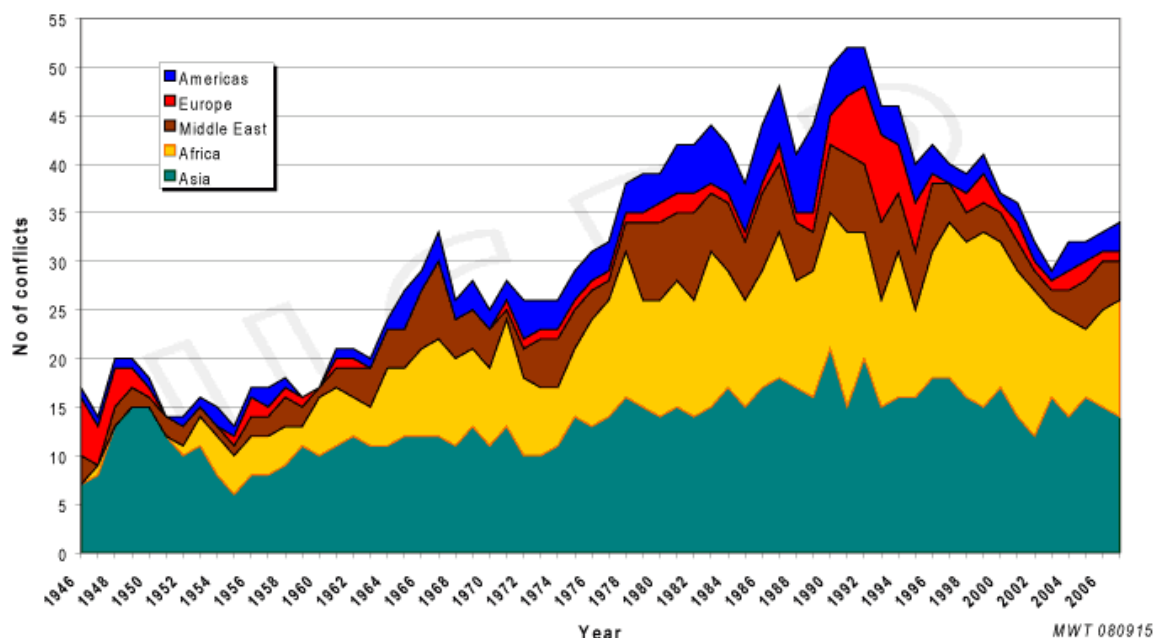
平和構築の現状と優先課題は、紛争の状況、和平の締結状況、締結してからの年月等、それぞれの国の事情によって大きく異なるため、地域で括って検討することは容易ではない。例えば、モザンビークは南部アフリカに位置するが、同じく冷戦期に内戦を経験し、冷戦崩壊後に和平を締結し、和平締結後に比較的幅広いマンデートを有する国連平和維持活動が展開されたカンボジアの方が、同じ南部アフリカに位置する国々よりも、平和構築支援における共通事項を見出すことができる点もある。

従って、ここでは、冷戦後の紛争数と国連平和維持活動を地域別に整理するとともに、地域機関による平和構築支援の取り組みや平和構築に関係する地域イニシアティブについて紹介することとする。

(1) 地域別の紛争数の変移

紛争の発生数については、いくつかの機関がデータ分析を行っているが、ウプサラ大学とオスロ国際平和研究所が共同で実施している紛争データプロジェクトによると、1946年から2007年までに発生・継続した紛争数*を地域毎に表したものは下表¹のとおりである。

地域別の紛争数（1946－2007）¹



* 戦闘に関連した死亡者が25人以上の武力紛争を対象としている

¹ 出所) Uppsala Conflict Data Program
http://www.pcr.uu.se/research/UCDP/graphs/reg_year46.gif

1946年から2007年までの61年間通じて、アフリカ地域とアジア地域が多く紛争を経験している。紛争データプロジェクトによると、地域別の紛争についてのポイントとして、以下の点を述べている。アフリカにおいては、大湖地域、アフリカの角地域、西部アフリカを中心に紛争が発生・継続している。アメリカ地域では、コロンビアにおける内戦が長期化していることが特徴的である。アジア地域に関しては、インドとパキスタンの間の紛争を除くと全て国内紛争であるが、フィリピンのミンダナオ、スリランカ等冷戦終結前から継続している紛争も多い。欧州については、記録されている全ての紛争は、旧ソ連か旧ユーゴスラヴィアの解体に関係して発生している。中東地域においては、パレスチナやクルド等、領土をめぐる紛争が発生している。

(2) 国連平和維持活動

世界各地で発生している紛争に対し、国際社会は様々な取り組みを行ってきたが、その一例として、冷戦終結後に展開された国連平和維持活動について地域別に整理すると以下のとおりである（冷戦中に活動開始したが、現在も活動が継続されているものも含む）。²

また、国連平和維持活動ではないが、紛争後の平和構築に国連かあるいは国連以外の枠組みで国際社会が関与した例（中東2例、欧州1例）もそれぞれ下表に含めた。

<アジア>

	名称	派遣場所	期間	主要任務・活動
1*	国連インド・パキスタン軍事監視団 (UNMOGIP)	ジャム・カシミール (インド・パキスタン国境)	1949.1-現在	ジャム・カシミールにおけるインド・パキスタン両軍間の停戦監視
2	西イリアン国連保安隊 (UNSF) 国連暫定行政機構 (UNTEA)	西イリアン	1962.10-1963.4	UNSF: 西イリアン警察の補完、UNTEA の行政任務の円滑実施の確保、現地警察の育成の監督等 UNTEA: 「西イリアンの行政」、政府公務員及び代表協議会委員の任命、一定の条件化での立法、人権および財産権の保護等
3	国連インド・パキスタン監視団 (UNIPOM)	インド・パキスタン国境	1965.5-1966.3	国境における停戦監視 (除 UNMOGIP 管轄地域)

² United Nations Peacekeeping List of Operations (<http://www.un.org/Depts/dpko/list/list.pdf>)、及び国連平和維持活動一覧表 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pko/pdfs/ichiran.pdf>) をもとに再整理。

4	国連カンボジア先遣ミッション (UNAMIC)	カンボジア	1991.10-1992.3	カンボジア各派間の停戦の監視、地雷処理
5	国連カンボジア暫定機構 (UNTAC)	カンボジア	1992.3- 1993.9	各派の停戦・武装解除の監視、選挙の準備・実施・行政の管理、難民帰還の支援、復旧の支援
6	国連グルジア監視団 (UNOMIG)	グルジア	1993.8-現在	停戦合意の履行状況の検証、停戦違反の調査及び調停
7	国連タジキスタン監視団 (UNMOT)	タジキスタン	1994.12-2000.5	停戦協定の遵守状況を確認する「合同委員会」の支援、停戦監視、人道支援促進のための連絡・調査
8	国連東ティモール暫定行政機構 (UNTAET)	東ティモール	1999.10-2002.5	立法・行政・司法の全ての分野での統治 (安全の提供及び法と秩序の維持、効果的な行政の設立、民生及び社会サービス開発の支援、人道支援、復興及び開発支援の調整確保等)
9	国連東ティモール支援団 (UNMISSET)	東ティモール	2002.5-2005.5	行政機構、司法制度及び重大犯罪分野における公正のための支援、治安維持能力の強化への支援、安全及び安定のための支援
10	国連東ティモール統合ミッション (UNMIT)	東ティモール	2006.8-現在	治安維持及び回復 (暫定的な法執行も行う)、政治的対話、国民和解、民主的ガバナンスの構築、2007年の大統領選挙・総選挙の実施、PNTL 訓練及び国軍 (F-FDTL) 訓練、人権確保等における支援

* 活動開始は冷戦中であるが、現在も展開しているもの

<北中南米>

	名称	派遣場所	期間	主要任務・活動
1	ドミニカ事務総長代表使節団 (DOMREP)	ドミニカ共和国	1965.5-1933.3	ドミニカの二つの事実上の政府間の停戦監視

2	国連中米監視団 (ONUCA)	コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア	1989.11-1992.1	不正規軍・反乱勢力に対する援助の停止及び他国攻撃のための自国領土不使用の検証
3	国連エルサルバドル監視団 (ONUSAL)	エルサルバドル	1991.7- 1995.4	人権状況の監視、停戦・兵力引き離しの監視、国内秩序の維持
4	国連ハイチ・ミッション (UNMIH)	ハイチ	1993.9- 1996.6	ハイチ軍の近代化・ハイチ警察軍設立支援
5	国連ハイチ支援団 (UNSMIH)	ハイチ	1996.7- 1997.7	警察の専門化、効果的な国家警察の設立
6	国連グアテマラ人権監視団 (MINUGUA)	グアテマラ	1997.1- 1997.5	停戦、兵力引き離し、URNNG 戦闘員の武装解除及び動員解除の監視
7	国連ハイチ暫定ミッション (UNTMIH)	ハイチ	1997.8- 1997.11	警察の専門化、効果的な国家警察の設立
8	国連ハイチ文民警察ミッション (MINOPUH)	ハイチ	1997.12-2000.3	ハイチ国家警察の訓練に対する支援
9	国連ハイチ安定化ミッション (MINUSTAH)	ハイチ	2004.6-現在	暫定政府への援助、合憲的政治プロセスを確保するための治安維持、ハイチ警察及び沿岸警備隊への援助、公共の安全と法秩序の確立のための支援、人道支援等

<アフリカ>

	名称	派遣場所	期間	主要任務・活動
1	コンゴ国連軍 (ONUG)	コンゴ民主共和国	1960.7-1964.6	ベルギー軍撤退確保、政府に対する治安行政面での援助、コンゴの領土の一体性及び独立維持、停戦の取り決め・全ての軍事活動の停止のための措置を含む内戦の再発防止
2	第1次国連アンゴラ監視団 (UNAVEM I)	アンゴラ	1989.1-1991.5	キューバ軍のアンゴラからの撤退の監視
3	国連ナミビア独立支援グループ (UNTAG)	ナミビア	1989.4-1990.3	南ア軍の撤退の監視及び制憲議会選挙の監視

4	第2次国連アンゴラ監視団 (UNAVEM II)	アンゴラ	1991.5- 1995.2	政府・反政府勢力間の停戦合意の監視
5	国連西サハラ住民投票監視団 (MINURSO)	西サハラ	1991.4-現在	西サハラにおける住民投票の組織・運営、モロッコ軍・ポリサリオ軍の撤退・停戦監視、治安維持
6	国連ソマリア活動 (UNOSOM)	ソマリア	1992.4- 1993.3	モガディシュにおける停戦監視、人道援助物資輸送の安全確保
7	国連モザンビーク活動 (ONUMOZ)	モザンビーク	1992.12-1994.1 2	停戦・武装解除の監視、選挙監視、人道援助支援、不法な小型武器の没収、地雷除去
8	第2次国連ソマリア活動 (UNOSOM II)	ソマリア	1993.3- 1995.3	停戦監視、難民・避難民の帰還支援、人道援助活動支援
9	国連ウガンダ・ルワンダ監視団 (UNOMUR)	ウガンダ	1993.6- 1994.9	国境における武器などの物資輸送の監視
10	国連リベリア監視団 (UNOMIL)	リベリア	1993.9- 1997.9	停戦監視、選挙監視、人道援助活動支援
11	国連ルワンダ支援団 (UNAMIR)	ルワンダ	1993.10-1996.3	93.10-94.5: 治安状況・停戦合意の履行状況の監視、地雷除去支援、人道援助活動支援等、 94.5-: 難民・市民の保護等を追加
12	国連アオゾウ帯監視団 (UNASOG)	リビア・チャド国境	1994.5- 1994.6	リビア軍のアオゾウ地帯からの撤退の監視
13	第3次国連アンゴラ監視団 (UNAVEM III)	アンゴラ	1995.2- 1997.6	政府・反政府勢力間の停戦合意の監視
14	国連アンゴラ監視団 (MONUA)	アンゴラ	1997.6- 1999.2	政府・反政府勢力間の停戦合意の監視
15	国連中央アフリカ共和国ミッション (MINURCA)	中央アフリカ	1998.4- 2000.2	首都バンギの安全と安定の維持、武器管理・処分の監督、警察訓練への協力・助言、選挙委員会への助言・技術協力

16	国連シエラレオネ監督ミッション (UNAMSIL)	シエラレオネ	1998.7-1999.10	和平合意実施のための協力、武装・動員解除・社会復帰計画における政府支援、停戦合意の実施状況の監視、人道支援実施の促進、国連要員の安全及び移動の自由の確保
17	国連コンゴ (民) ミッション (MONUC)	コンゴ (民) 及び 周辺国首都	1999.11-現在	99.11-00.2 : 停戦合意署名当事者・合同軍事委員会との連絡、停戦合意履行に際しての技術的援助、情報の提供、武装解除の監視計画の立案等、00.2- : 停戦合意の監視・停戦違反の調査、人道援助活動・人権状況の監視活動の支援、地雷専門家の派遣、要員の安全と移動の自由の確保、市民の保護
18	国連エチオピア・エリトリア・ミッション (UNMEE)	エチオピア・エリトリア国境	2000.7-2008. 8	停戦監視、両国による停戦合意履行の支援、両国軍隊の再展開・位置の監視、臨時安全保障地帯・周辺地域の地雷除去、人道・人権活動の調査等
19	国連リベリア・ミッション (UNMIL)	リベリア	2003.10-現在	停戦合意履行支援、国連要員・施設・文民の保護、人道・人権支援のための援助、治安改革支援、和平プロセス履行支援
20	国連コートジボワール活動 (UNOCI)	コートジボワール	2004.4-現在	停戦・武装グループ移動の監視、武装解除・動員解除・社会復帰・帰還・再定住の支援、和平プロセス履行支援、法と秩序再確立支援等
21	国連ブルンジ活動 (ONUB)	ブルンジ	2004.6-2006.12	停戦監視、武装解除・動員解除の実施、武器の回収・不法流通の監視、難民・国内避難民の自主的帰還への貢献、治安維持、選挙実施へ向けた貢献等

22	国連スーダンミッション (UNMIS)	スーダン	2005.3-現在	包括和平合意履行支援、難民・国内避難民の自発的帰還の促進・調整、人道的な地雷除去、技術的助言・調整、人権、期間難民・国内避難民・弱者の保護に向けた国際努力の調整等
23	ダルフルール国連AU合同ミッション (UNAMID)	ダルフルール地域	2007.7-現在	ダルフルール全域への人道援助及びアクセスの改善、停戦合意、ダルフルール和平合意及び関連合意の履行の監視、政治プロセス支援
24	国連中央アフリカ・チャドミッション (MINURCAT)	チャド及び中央アフリカ	2007.9-現在	治安維持及び文民保護、人権と法の支配

<中東>

	名称	派遣場所	期間	主要任務・活動
1*	国連休戦監視機構 (UNTSO)	エジプト、レバノン、イスラエル等	1948.6-現在	パレスチナ休戦の監視、スエズ運河停戦監視、ゴラン高原停戦監視、UNDOF、UNIFIL 等との協力
2	第1次国連緊急隊 (UNEF I)	スエズ運河地帯、シナイ半島、ガザ	1956.11-1967.6	停戦・軍隊撤退監視 (英、仏、イスラエル軍)、イスラエル・エジプト両軍の衝突防止
3	レバノン国際監視団 (UNOGIL)	レバノン、シリア国境	1958.6-1958.12	非合法的な人員・軍事物資のレバノンへの進入監視
4	イエメン国連監視団 (UNYOM)	イエメン	1963.7-1964.9	サウジ・アラブ連合共和国間の停戦協定履行監視
5*	国連キプロス平和維持隊 (UNFICYP)	キプロス	1964.3-現在	国内の武力衝突再発防止、法と秩序の維持・回復、キプロス軍とトルコ軍・トルコ系キプロス軍間の停戦監視及び衝突防止
6	第2次国連緊急隊 (UNEF II)	スエズ運河地帯、シナイ半島	1973.10-1979.7	エジプト、イスラエル両軍間の停戦監視、両軍間緩衝地帯のコントロール

7*	国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF)	シリア・ゴラン高原	1974.5-現在	イスラエル・シリア間の停戦監視及び両軍の兵力引き離しに関する履行状況の監視
8*	国連レバノン暫定隊 (UNIFIL)	南部レバノン	1978.3-現在	イスラエル軍の撤退確認、レバノンの主権回復の援助、平和と安全の維持
9	国連アフガニスタン・パキスタン仲介ミッション (UNGOMAP)	アフガニスタン・パキスタン国境	1988.8-1991.3	両国間の外国軍隊撤退等に関する合意の履行
10	国連イラン・イラク軍事監視団 (UNIIMOG)	イラン・イラク国境	1988.8-1991.2	イラン・イラク間の停戦監視、両軍撤退の監視
11	国連イラク・クウェート監視団 (UNIKOM)	イラク、クウェート	1991.4-1993.10	イラク・クウェート間の非武装地帯の監視、国境侵犯行為の抑止
12 **	国連アフガニスタン支援ミッション (UNAMA)	アフガニスタン	2002.3-現在	国連機関による人道・緊急・復旧・復興活動の管理、アフガン行政機関との調整、人権、法の支配、ジェンダー分野の支援
13 **	連合暫定施政当局 (CPA)	イラク	2003.5- 2004.6	イラク政府が設置されるまでの期間の暫定統治（治安と安定、民主的行政機構の構築、経済復興、持続的復興と開発）

* 活動開始は冷戦中であるが、現在も展開しているもの

** 国連平和維持活動ではないもの

< 欧州 >

	名称	派遣場所	期間	主要任務・活動
1	国連保護隊 (UNPROFOR)	1992.3-95.3: 旧ユーゴ、95.3以降: ボスニア・ヘルツェゴビナ	1992.3- 1995.12	92.3-95.3: クロアチアにおける停戦監視・非軍事化監視、ボスニア・ヘルツェゴビナにおける人道援助物資輸送支援・安全地帯の保護・監視、マケドニアにおける紛争防止のための監視、95.3-ボスニア関係の活動のみ
2	国連クロアチア信頼回復活動 (UNCRO)	クロアチア	1995.3- 1996.1	停戦監視、経済合意履行支援、人道支援

3	国連予防展開隊 (UNPREDEP)	マケドニア	1995.3- 1999.2	国境周辺の状況の監視と報告
4 **	上級代表事務所 (OHR)	ボスニア・ヘルツェゴビナ	1995.12-現在	和平合意の履行の監視、民生部門の履行 (問題解決判断権)、民生機関 (国連、国際機関等) による活動の調整、ドナー会合への出席、国連・EU・ドナーへの報告、IPTF への助言
5	国連ボスニア・ヘルツェゴビナ・ミッション (UNMIBH、国連警察タスクフォース : IPTF 含む)	ボスニア・ヘルツェゴビナ	1995.12-2002.1 2	ボスニア・ヘルツェゴビナにおける民生部門の活動の支援 (警察の監視・訓練、難民・避難民の帰還支援等)
6	国連東スラヴォニア、バラニャ・西スレム暫定機構 (UNTAES)	東スラヴォニア、バラニャ、西スレム (クロアチア)	1996.1- 1998.1	非武装化の監視・促進、警察訓練、公共サービスの機能化、難民帰還支援・選挙準備
7	国連プレブラカ監視団 (UNMOP)	プレブラカ半島 (クロアチア)	1996.1- 2002.12	UNTAES 設立によりマンデートが終了した UNCRO に代わり、当該半島の非武装化監視
8	国連文民警察サポート・グループ (UNPSG)	東スラヴォニア、バラニャ、西スレム (クロアチア)	1998.1- 1998.10	クロアチア警察の監視 (特に避難民帰還に関する分野の監視)
9	国連コソボ暫定行政ミッション (UNMIK)	コソボ	1999. 6-現在	コソボにおける司法行政を含めた全ての立法権及び行政権の行使

** 国連平和維持活動ではないもの

(3) 平和構築に関連する地域機関による取り組み・イニシアティブなど

平和構築に関連する、地域機関による取り組みやイニシアティブについて、開発途上国を対象とした活動を行っているもの、開発途上国自身が参加しているものを中心に概観すると以下のとおりである。

<アジア>

東南アジア諸国連合 (ASEAN) の平和構築に関連する取り組みとしては、1997 年に発効された、東南アジア非核兵器地帯条約 (SEANWFZ) がある。これまでに東南アジア 10 カ国が批准している。

アジア太平洋地域における政治・安全保障分野を対象とする全域的な対話のフォーラムとして、ASEAN 地域フォーラム (ARF) がある。ASEAN を中核としたアジア太平洋地域 23 カ国と EU が参加している。具体的には、①信頼醸成の促進、②予防外交の進展、③紛争へのアプローチの充実という三段階のアプローチを設定して漸進的な進展を目指している。朝鮮半島情勢、ミャンマー問題等について率直な意見交換を行うとともに、具体的な信頼醸成措置を通じた参加国間の信頼関係の醸成を試みている。しかし、ARF はあくまでも”対話フォーラム “の枠を超えることはなく、武力を背景とした集団安全保障的な枠組みではないことに注意する必要がある。

2015 年に前倒しされた ASEAN 統合は、政治・安全保障共同体、経済共同体、社会文化共同体の三本柱による統合を目指しているが、その内、平和構築にも通じる政治・安全保障共同体の構築については、あくまでも ARF の枠組みを中核とする対話による安全保障を目指している。2007 年 11 月の第 11 回サミットで採択された「ASEAN 憲章」は、その第 8 章で“紛争解決”に言及しているが、そこで言う“紛争 (disputes)”とは、主に加盟国間の争議、紛争であり、同章では加盟国間の争議・紛争解決手続きについて規定している。ASEAN 憲章内では、未だ”内政不干涉 “が原則の一つとして上げられていることにより、加盟国内の国内紛争が、自動的に紛争解決に向けた ASEAN の共同行動に附されることはない。

南アジアでは、1985 年に正式に発足された、南アジア地域協力連合 (SAARC) が挙げられる。SAARC 原加盟国は、インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブの 7 カ国で、比較的緩やかな地域協力の枠組みである。2007 年第 14 回首脳会議では、アフガニスタンが加盟国として正式に承認された。日本は、同会議において中国、米国、EU などと共にオブザーバーとして参加しており、民主化・平和構築支援を含む 3 分野での支援を表明した。

その他に、1996 年、中国、ロシア、カザフスタン、キルギス、タジキスタンの 5 カ国が上海に集まり上海ファイブを設立。2001 年には、ウズベキスタンが加わったことで、上海協力機構 (SCO) として地域機構に格上げされた。SCO は当初、国境管理、テロ対策を目的にした組織であったが、後に協力分野を安全保障から経済まで拡大し、包括的な地域機構として影響力を高めつつある。年一回開催される参加国元首による公式会談のほか、定期的に政府首脳会談を開いている。

また、中央アジアに関しては、2004 年に、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタンを対象とした「中央アジア+日本」の枠組みが立ち上げられ、中央アジア地域の平和と安定、民主主義の強化等 5 つの目標を掲げ、テロ、麻薬、地雷、貧困撲滅、保健・医療、環境、水、エネルギー、貿易・投資、輸送の 10 分野を重点的に地域内協力を推進することが合意されている。

JICA が取り組んでいるアジア地域の地域ネットワーク強化として、JICA-ASEAN 地域協力会議 (JARCOM) がある。これは、JICA による技術協力の枠組みにおいて、ASEAN

諸国間の南南協力を促進して、ニーズに沿った案件形成を支援するメカニズムである。平和構築との関係では、東ティモールやミャンマーの人材育成を目指した第三国研修案件の形成実施を通じて貢献してきた。

また、2005年4月に開催された「JICA アジア地域平和構築ワークショップ」と第4回 JARCOM 会議での議論を踏まえ、2006年1月に JICA、マレーシア科学大学、東南アジア紛争研究ネットワークの共催で、「第1回平和の定着セミナー」がマレーシアで開催された。本セミナーは、ミンダナオ、アチェ、南部タイを含む多様な国・地域からの参加を得て、紛争（紛争終了）地域ベルにアクション・プランの作成が試みられた。本セミナーの結果は、JICA がミンダナオ支援開始の契機を提供する役割を果たした。その後、上記三者の共催で、「マレーシア・南部タイ若手研究者平和構築ワークショップ」（2006年12月）、「南部タイ大学生リーダー平和教育ワークショップ」（2007年3月）、及び「第2回平和の定着セミナー」（2007年9月）、「第3回ミンダナオ平和構築・復興開発支援セミナー」（2009年1月）が開催されてきた。

また、民間の取り組みとして、公正な選挙のためのアジア・ネットワーク（ANFREL）は、アジア地域の民主化促進を目的として、選挙監視や人権組織の地域ネットワークとして活動している。これまで、タイ、東ティモール、カンボジア、インドネシア、パキスタン、ネパールなど多数の選挙監視活動を行ってきている。

OSCE については、欧州の項を参照。

<北中南米>

米州機構（OAS）が経済社会開発等と共に、平和と安全の維持や民主主義の擁護・促進も行っている。具体的には、ニカラグア内戦終了後のコントラ（武装部隊）の解体支援検証活動をはじめ、選挙監視活動、法整備支援、市民教育分野の支援活動等を行っている。

北大西洋条約機構（NATO）は、1999年に「新戦略概念」を採択し、初めて域外地域を対象とした紛争予防、危機管理等を新たな任務として加えた。また、1999年にハンガリー、チェコ、ポーランド、2004年にバルト三国、スロバキア、スロベニア、ブルガリア、ルーマニアが新たな加盟国として加えられ、現在の加盟国は26カ国となっている。

OSCE については、欧州の項を参照。

<アフリカ>

1963年に設立されたアフリカ統一機構（OAU）は、アフリカ53カ国・地域が参加し、2002年にアフリカ連合（AU）として発展改組された。AUの活動目的は、アフリカ諸国・諸国民間の一層の統一性・連帯の達成、アフリカの政治的・経済的・社会的統合の加速化、アフリカの平和・安全保障・安定の促進、民主的原則と制度・国民参加・良い

統治の促進、持続可能な経済・社会・文化開発の促進等である。2004年に平和・安全保障理事会（首脳級）を新設し、紛争の予防・解決にむけた取り組み強化（早期警戒、平和維持・調停・仲介、平和支援活動・介入等）を試みており、具体的な取り組みとして、2010年までに「アフリカ待機軍」を設置することを目標としている。

2001年に採択された「アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD）」のもとで、策定された行動計画では、持続可能な開発の前提条件として、「平和・安全・政治イニシアティブ」が定められている。ここで、①紛争予防・管理、解決、②平和創造・平和維持・平和強制、③紛争後の和解・リハビリ・復興、④小型武器や地雷の不拡散について既存のアフリカ機関や地域機関を強化すること、及びグッド・ガバナンスを促進するために、①行政改革、②議会の監視機能強化、③参加型意思決定プロセスの促進、④汚職対策、⑤司法改革を重視することが述べられている。

1975年に設立された西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS、現在の加盟国は15カ国）においては、1990年より、紛争を抱える域内諸国（リベリア、シエラレオネ、ギニアビサウ）へ停戦監視グループ（ECOMOG）を派遣し、平和維持活動を実施してきた。1998年に「紛争予防・管理・解決・平和維持・安全保障メカニズム」規約を採択し、ECOWAS待機部隊（文民、軍隊、準軍事組織）の法的立場を確立した。また、早期警戒情報の収集・分析等を実施する紛争監視センターを域内4箇所に設置した。具体的活動として、コートジボワールへのECOWAS平和維持ミッションの派遣（2003年）、リベリア和平円卓会議の開催（2003年）、ECOWAS平和維持軍（ECOMIL）のリベリアへの派遣（2003年）等があげられる。現在、ECOWAS平和基金の運用モダリティを作成中である。また、1998年に「小型武器製造輸出入モラトリアム」を設定し、域内13カ国において国内委員会を設置し監視を実施すると共に、2005年に小型武器ユニットを新設し新プログラムの実施支援を行うこととなっている。

東アフリカ共同体（EAC）は、旧英領東アフリカの3カ国（ケニア、タンザニア、ウガンダ）がそれまでの共同機構を継承する形で1967年に結成されたが、77年に各国の主導権争いなどで一時瓦解した。2001年に再結成し、現在はルワンダ、ブルンジを含む5カ国が加盟。関税同盟を形成しており、2010年からの共同市場の発足に向け協議中である。

1992年の協定により設立された南部アフリカ開発共同体（SADC）は、タンザニア、ザンビア、ジンバブエなど南部アフリカ14カ国からなる経済統合と地域の安全保障をめざす地域機構である。SADCの前身である南部アフリカ開発調整会議（SADCC）は、アパルトヘイト体制下の南ア旧政権による経済的支配から脱却することを目的として1980年に発足したが、南アの民主化に伴い改称し、1994年には南アも加盟国として迎えた。同年の加盟国国防相会議では、域内平和維持緊急展開軍の創設が合意され、1998年のコンゴ共和国内戦の際には、直ちに停戦要求決議を採択するなどの積極的姿勢を見せた。我が国との関係では、主に、SADCの機能強化を目的としたセミナーなどの開催

を支援してきており、JICA からも 1996 年から 2003 年までの間に計 4 名の専門家を事務局に派遣した。

我が国では、1993 年に開始された TICAD プロセスにおいて、発足当初から一貫して紛争への対応は重要事項として認識されており、2003 年に TICADIII において採択された TICAD10 周年宣言においても、平和の定着と継続している紛争の終結が、アフリカの能力と資源を経済成長と持続可能な開発に注ぎ込むために必要とされている。2006 年には、エチオピアにおいて TICAD 平和の定着会議が開催され、アフリカ諸国のみならず、アジア・欧米諸国、地域・国際機関、市民社会の代表が参加して、アフリカの平和の定着に関して、効果的かつ効率的な枠組み・プロセスを確立するために、治安確保、政治ガバナンス・体制移行、復興・社会経済開発の 3 つの分科会で議論が行われた。また、2008 年の TICADIV の成果文書として採択された「横浜宣言」においても、対アフリカ支援の重要支援分野として、「平和の定着とグッド・ガバナンスー人間の安全保障の政治的側面」が挙げられ、この分野に対する取り組みが強化されることになっている。

<中東>

中東地域の地域機構として、1945 年に中東及び北アフリカ諸国とパレスチナ解放機構 (PLO) の 22 カ国・機構が加盟するアラブ連盟 (League of Arab) がある。アラブ連盟は、加盟国の独立やその主権を擁護するために、経済、社会、文化などの問題に協力、調整することを目的としているが、70 年代に発生したヨルダン内戦やレバノン内戦、91 年に発生した湾岸戦争においては加盟国の方針が異なり、目標であるアラブ世界の統一は実質上頓挫している。

この他、サブ・リージョナルな組織として、アラブ王制・首長制の 6 カ国で構成される湾岸協力評議会 (GCC: サウジアラビア、クウェート、バーレーン、カタール、アラブ首長国連邦、オマーン)、アラブ・マグレブ連合 (AMU: リビア、チュニジア、アルジェリア、モロッコ、モーリタニア) 等があるが、中東地域の平和構築について具体的な取り組みは行っていない。

中東地域における平和構築として最も重要事項である中東和平プロセスについては、1991 年に開催されたマドリード和平会議において現行の中東和平プロセスが開始され、①二国間交渉 (イスラエルとレバノン、シリア、ヨルダン、パレスチナ)、②多国間協議 (米、露、日、加、EU が 5 つの作業部会の議長を務める)、③中東・北アフリカ経済サミット、④パレスチナ支援の 4 つの枠組みを核として様々な取り組みが行われてきている。

わが国は 2006 年、小泉総理 (当時) が中東を訪問した際、将来のパレスチナの経済的自立を目指して、地域協力を通じてヨルダン渓谷の経済開発を図る「平和と繁栄の回廊」構想を提唱し、日本、イスラエル、パレスチナ、ヨルダン首脳賛同を得た上、同

構想を具体化するための4者協議を2007年3月に開催している³。

JICAは、2004年にヨルダンのアンマンにおいて、JICA本部関係者の他、在外からはヨルダン事務所（含むイラク班）、エジプト事務所、シリア事務所、サウジアラビア事務所、パレスチナ事務所、及び外部有識者が参加して中東地域セミナー「平和構築支援」を開催した。そこでは、中東地域全体が抱える構造的紛争問題、社会不安定要素について分析し、これらを緩和するための開発援助のあり方について検討すると共に、域内協力や平和構築の視点を踏まえて中東地域に対するJICAの協力の方向性について検討された。

<欧州>

欧州の安全保障を巡る近年の動きとしては、欧州安全保障防衛政策（ESDP）の進展、欧州安全保障協力機構（OSCE）の活動の拡大が挙げられる。

ESDPは、1999年に発行したアムステルダム条約において、欧州共通外交安全保障政策（CFSP）の一部として盛り込まれた。2003年以来、イラク問題を契機にEU加盟国間の立場の違い、米欧間の亀裂の存在が指摘されるようになり、ESDP強化の必要性が認識されるようになってきている。ESDPの活動は、①人道・救援活動、②平和維持活動、③危機管理における平和創設を含む戦闘任務を対象としており、これまでの実績としては、ボスニア・ヘルツェゴビナやマケドニアへの警察部隊の派遣、マケドニア、コンゴ民、ボスニア・ヘルツェゴビナへの緊急対応部隊の派遣がある。

OSCEは米、加及び欧州から中央アジアに至る55カ国が加盟する地域的国際機関で、1975年に設立された欧州安全保障協力会議（CSCE）から1995年に改称された。冷戦後は、軍事・経済・人権等包括的な分野において、予防外交（紛争当事者に対する早期警告、事実調査等）、紛争予防を基本とした活動を行っている。

EU内には、紛争予防・危機管理ユニット（Conflict Prevention and Crisis Management Unit）が設置されており、EUの紛争予防と文民の危機管理（非軍事）にかかる政策策定を担当している。

西バルカン諸国（アルバニア、セルビア・モンテネグロ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国）に対する地域的な枠組みとして、同地域の安定化を目的とする「南東欧安定協定」がある。1999年にEU加盟国、日本を含むG8等26カ国、16国際機関が出席し、「南東欧安定協定」に署名している。

また、2008年2月に独立宣言したコソボに対し、EUは平和構築活動の一環として、「法の支配」全般を主導する安全保障・防衛政策ミッション「EU Rule of Law Mission in Kosovo(EULEX）」（将来的には3000人を超すEU初の大規模ミッションとなる）を展開するなど、同地域に対する関与を深めている。

我が国は、2004年東京において、「西バルカン平和定着・経済発展閣僚会合」をEU

³ http://www.mofa.go.jp/Mofaj/area/chuto/4kaigo_gs.html

議長国であるアイルランドと共催する形で開催し、西バルカン諸国の閣僚、国連コソボ暫定行政ミッション（UNMIK）及びコソボ暫定自治政府、EU 加盟国、G8 等 39 カ国 12 国際機関が参加した。同会合においては、①旧ユーゴ紛争終結後、安定化に向かう一方で、依然として脆弱性を抱える西バルカン地域における平和定着を確固たるものとし、持続的な経済発展を実現することの重要性とともに、②西バルカン諸国による改革努力の継続と、引き続き国際社会がこの地域に関与していくことの必要性が確認された。

以上